

戦後の世界における日本の位置(2・完)

——戦後直後の日本の対米輸出を素材に——

高 瀬 弘 文*

- I はじめに
- II 日本の位置の再定義
- III 過去の意義付けの変化
- IV 対米輸出を定義する(以上、第5巻第2号)
- V 自主輸出規制を実施する
- VI 日米対立の構図とその背景
- VII 対米譲歩のパターン
- VIII おわりに(以上、本号)

これまでの議論から理解できるように、日本の対米輸出の意義付けについては、日本とアメリカの政策決定者たちのあいだで対立が存在していた。それゆえ、日本の政策決定者たちは、輸出の振興による日本の経済復興を実現するためにも、日本側が「新輸出計画」で再定義した日本の対米輸出の意義付けやその背後にある戦後の世界における日本の位置付けを、アメリカ側に受け入れさせる必要があったのである。これはまさに、かねてより日本の政策決定者たちが「信用の回復」として重視してきたものであり、その意味において、日本綿製品の対米自主輸出規制をめぐる日米交渉¹⁾は、アメリカ側に対する「信用の回復」を実践する試金石であった。

このような視角から、まず第V章では、日本側が、アメリカ側に対する「信用の回復」の一手段として対米自主輸出規制を実施し、書簡の交換というかたちでそれをアメリカ側に保証していく過程を考察する。そして第VI章では、日本側の努力にも関わらずアメリカ側の対日「不信」が一向に緩和しない状況を目の当たりにして、日本側が、日本の対米自主輸出規制の中身をめぐりアメリカ側との交

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第5巻第3号2006年11月 ISSN 1347-0388

* 一橋大学法学研究科講師(ジュニア・フェロー)

渉に同意していく過程を概観する。そのうえで第VII章では、この日米交渉が1957年1月、日本側の度重なる対米譲歩を重要な要因として日本の対米自主輸出規制5カ年計画の策定・合意へと結実する過程を検討しながら、「信用の回復」を実現する手段の一つとしてなされた対米譲歩のパターンとその意味について分析していきたい。

V 自主輸出規制を実施する

戦後において、「新輸出計画」のもと日本綿製品の対米輸出が急増するようになるのは、第一義的には日本側の努力の結果であった。たとえば、「大来構想」が提示され「新輸出計画」の策定が開始されていた1954年6月、通産省は、企業に対する綿花購入の外貨割当を企業の輸出実績に比例して実施するという、「輸出リンク制」を導入した。そのため業界では、綿花の割当をより多く得ようと輸出競争が激化し、日本綿製品の輸出価格は急激に下落したのである²⁾。こうして、

- 1) これまで、この日米交渉を分析の対象とする実証的な研究は、戦後の日米（経済）関係がどのように形成され維持されてきたのかという問題関心に基づき、ワシントンの国立公文書館（National Archives）所蔵のアメリカ側の一次史料や日米双方の議会資料、新聞、雑誌などに依拠してきた。というのも、日本側の一次史料が非公開だったことに加え、アメリカ側の一次史料はほとんど公刊されていなかったからである。国務省の公刊史料集に掲載された唯一の史料は、交渉が妥結したのちに交渉の経緯をたった3頁で要約したものだ。William Moore McClenahan Jr., "Orderly Competition: American Government, Business and the Role of Voluntary Export Restraints in United States-Japan Trade 1934-1972", Ph.D. Dissertation of The George Washington University, 1993, p.148; The Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1955-1957*, vol.23, pp.247-9. 近年の実証的な研究として、A.フォースバーグ（杉田米行訳）『アメリカと日本の奇跡:国際秩序と戦後日本の経済成長、1950-1960』世界思想社、2001年、(Aaron Forsberg, *America and the Japanese Miracle: The Cold War Context of Japan's Postwar Economic Revival, 1950-1960*, the University of North Carolina Press, 2000)、221-30頁; Sayuri Shimizu, *Creating People of Plenty: The United States and Japan's Economic Alternatives, 1950-1960*, The Kent State University Press, 2001, pp.109-121, pp.148-60; Michael Schaller, *Altered States: The United States and Japan since the Occupation*, New York: Oxford University Press, 1997, pp.108-12; Noboru Imai, "Trade and National Security: Japanese-American Relations in the 1950s", Ph.D. Dissertation of Columbia University, 1995, pp.189-234; McClenahan, op.cit., pp.146-208.
- 2) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第6巻、通商産業調査会、1991年、651頁。

いわゆる「一ドル・ブラウス」と呼ばれる「綿製スポーツシャツ・ブラウス類」の対米輸出は、1954年の約30万ダースから、1955年には約300万ダースへと急激に増加し、「一ドル・ブラウス」のアメリカ市場におけるシェアは、1955年になると、前年の3%から28%に上昇した³⁾。

この日本綿製品の「洪水」は、対日輸入制限運動の高揚というかたちでアメリカの業界による広範な反発を生み出したが、その背後には、日本側が再定義した日本の対米輸出の意義付けや戦後の世界における日本の位置付けに対する反発が伏在していた。たとえば、『ニューヨーク・タイムズ』によると、アメリカの業界の対日輸入制限運動とは、「日本の低賃金水準が米国市場において不正競争を惹起すると言う米繊維業界の意向表明」であった⁴⁾。もし、この指摘が妥当だとすれば、「新輸出計画」において再定義された日本の対米輸出の意義付け、すなわち、「先進国」アメリカと比較して相対的に安価な日本の労働力（「低賃金」）を利用してアメリカをはじめとする「先進国」市場に労働集約的製品を輸出するという意義付けを、アメリカの業界は受け入れていないことになる。なぜならば、アメリカの業界は日本の対米輸出を、「低賃金」を利用した「不正競争」だと意義付けているからである。つまり、アメリカの対日輸入制限運動は、日本側が再定義した戦後の世界における日本の位置付けに対する「不信」から生じたものであった。こうして日本側は、「新輸出計画」において再定義した日本の対米輸出の意義付けをアメリカ側に受け入れさせるという「信用の回復」を実践していくのである。

しかし、アメリカの業界による対日輸入制限運動を懸念していたのは、日本側だけではなかった。アメリカの政策決定者たちもまた、「冷戦」戦略の観点から、対日輸入制限運動に対処する必要があると認識していたのである。たとえば、ア

-
- 3) 外務省経済局「日本綿製品の対米輸出調整措置について」、1955年12月、日本外務省「輸出規制に関する日米交渉関係 第1次書簡（31.5.16）交換」（以下、「第1次書簡交換」と略記）、情報公開法にもとづく請求により入手した史料（以下、情報公開法と略記）；Schaller, *op.cit.*, p.109.
 - 4) 谷正之駐米日本大使参重光葵外務大臣宛、1956年11月24日、2642号、日本外務省「輸出規制に関する日米交渉関係 32年以降の自主規制措置に関する対米書簡（32.1.16）関係 第1巻」（以下、第1巻と略記）、情報公開法。

アメリカ政府が1955年4月に承認した「アメリカの対日政策」によると、アメリカ政府による対日政策の要点は、政治的に安定し、防衛力を保持し、経済的に生存可能な日本を再建し、それを「自由世界」に繋ぎ止めておくことであった。そして、「日本の軍事力増強の程度と時期については、日本国内の政治的・経済的安定との関連で考慮されるべきである」とされたから、アメリカ政府は、日本の経済的な再建を促進するために、日本の国内産業の復興や「アジア」諸国との貿易促進を支援する一方、日本のGATT加入を推進して、「日本と、アメリカを含む自由諸国との貿易拡大を促進する」必要があった。日本の経済的な安定は、日本の防衛力増強の基盤を確固たるものとするとともに、共産主義に対抗すべく「アジアの自由諸国を強化」するためにも重視されたから、アメリカ政府としては、対日輸入制限運動の激化によってアメリカ市場から日本製品が締め出されるような事態は、アメリカの「冷戦」戦略の観点からどうしても回避しなければならないものだったのである⁵⁾。

こうして、アメリカにおける対日輸入制限運動に対処するため、日本とアメリカの双方から、日本側による対米自主輸出規制という方法が提起されることとなる。一方でアメリカ側では、ドワイト・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領が1955年8月1日、ジョン・ダレス (John Foster Dulles) 國務長官に対して、対日輸入制限運動に対処するよう指示しており⁶⁾、これを受けてダレスは、8月31日の重光葵外務大臣との会談において、日本はアメリカ市場に対する「合理的なアクセス」で満足すべきだと発言して、日本が対米自主輸出規制を実施することがその一つの解決策であると強調した⁷⁾。これに対して日本側では、通産

5) The Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1955-1957*, vol.13, pp.38-40, pp.52-62. さらにいえば、アメリカの政策決定者たちは、対日輸入制限運動の高揚が、日本の対中貿易を促進せよという主張と結び付くのを懸念していたようにみえる。というのも、アメリカ議会の有力者からは、すでに、アメリカ企業に対する損害を回避するためにも、日中貿易の促進が必要であるとの主張が公言されるようになっていたからである。「日中貿易緩和 ジョージ提案の意図 政府を打診済みか 直接動機日本綿布の関税引下」『朝日新聞』、1955年6月12日(夕刊)；「米下院外交委員長も賛成 日本の対中共貿易拡大」『朝日新聞』、1955年6月14日(朝刊)。

6) Imai, op.cit., pp.206-7.

7) McClenahan, op.cit., pp.166-7.

省が8月半ば、業界とともに繊維輸出会議を開催して、対日輸入制限運動に対処するため、9月に対米使節団を派遣することを決定した。この対米使節団は、国務、商務、農務各省および関税委員会の代表からなるアメリカの政策決定者たちと会談、日本側は、日本綿製品の対米自主輸出規制を実施する用意があると発言し、「合理的なアメリカ市場のシェア」として2.5億平方ヤードを提示したのである⁸⁾。

アメリカの政府と業界の意向を確認した日本側は、12月21日、アメリカにおける対日輸入制限運動を緩和するため、日本綿製品の対米自主輸出規制を1956年1月1日より実施することを正式に公表した。その具体的な内容は、1956年における綿布（一次製品）の対米輸出を1.5億平方ヤードとする、別珍やギンガム、あるいはブラウスなど、アメリカの業界と競合する可能性の高い品目については「品目ごとに輸出数量調整を行う」、そして、「秩序ある輸出」を実施するため「適正輸出価格の維持」など可能な措置をとる、というものであった⁹⁾。重光は、ダレスに対して、日本政府は対米繊維輸出の増加を「秩序ある」ものとするよう努力すると書簡で言明、これに対してダレスは記者会見で、アメリカ国内の対日輸入制限運動には反対するとの見解を表明した¹⁰⁾。

しかし、日本側による対米自主輸出規制の実施は、アメリカの業界の「不信」を十分に払拭することはできなかった。たとえば、アメリカの業界団体であるACMI（American Cotton Manufacture Institute；米国綿製品製造業者協会）は、日本側が対米自主輸出規制を実施したことについては理に合ったものだとして歓迎する一方で、対日輸入制限運動を取り止めるには不十分だと指摘した。なぜならば、日本側の措置があくまで一方的なものであり、アメリカ政府による保証がないからである¹¹⁾。つまり、アメリカの業界としては、日本側による一方的な措置のみでは、「信用出来ない」のであった。

8) Shimizu, *op.cit.*, pp.117-8.

9) 「北米向け輸出受付停止 通産省、綿布全品目に」『朝日新聞』、1955年11月23日（朝刊）；前掲、外務省経済局「日本綿製品の対米輸出調整措置について」、情報公開法。

10) 「日本品の輸入制限反対 ダレス長官記者会見」『朝日新聞』、1955年12月21日（夕刊）。

11) 「割当数量が過大」業界反響 日本の綿布輸出『朝日新聞』、1955年12月26日（朝刊）；Shimizu, *op.cit.*, p.148; McClenahan, *op.cit.*, pp.168-72.

こうして、アメリカ政府内部では、政府による保証という問題が浮上するのだが、これについては、国務省と商務省のあいだで見解が対立していた。一方で、「自由貿易」を擁護する国務省は、外国製品の流入による国内企業の被害に対処する方法として、互惠通商協定法のエスケープ・クローズ¹²⁾による救済を申請するよう主張していた。しかし他方で、業界と緊密な関係にある商務省は、エスケープ・クローズによる救済では審議に時間がかかり、被害に直面している企業を救済することはできないとして、政府による保証を主張したのである¹³⁾。ただ、アメリカの政策決定者たちは、こうした対立にも関わらず、「冷戦」戦略の観点から日本の経済復興を支援する必要があると認識していたから、アメリカ国内における対日輸入制限運動は放置できない問題であった。

このような状況のなかで、アメリカ政府内部ではまず、対外交渉の担当部局である国務省が主導して、対日輸入制限運動の緩和に乗り出した。1956年4月20日、ベン・チボドー (Ben Thibodeaux) 国務省通商局長は、最近のアメリカ国内における対日輸入制限運動について言及したのち、日本側の措置に対するアメリカの業界の不満は、「日本側の輸出制限措置は全く一方的なものであり何時変更されるかも知れず安心出来ないという点」にあるのだと指摘した。そこでチボドーは、こうした業界の不安を緩和するため、たとえば、日本側が自主輸出規制を変更する場合には6ヶ月前に通告するという内容の書簡を日本側から提出してもらえないか、と提案したのである¹⁴⁾。国務省は、この書簡を5月17日の業界との会談で提示する予定であると言明し、この書簡によって「日本側の輸出制限が信頼できること且つ安定性のあること」を示すのが目的であると主張した¹⁵⁾。ワシントンにおける日本側の主要な交渉担当者であった島重信駐米日本公使が東京に報

12) エスケープ・クローズとは、特恵関税を適用した品目の輸入が急増して国内産業に被害を与えるというような緊急事態が生じた場合、その品目に対する特恵関税の適用を停止する方法である。この適用については、被害に直面した業界などの申請により、関税委員会が適用の可否を討議して大統領に勧告し、それを受けて大統領が、60日以内に、関税の引き上げなど、何らかの措置を決定することになっていた。

13) Shimizu, *op.cit.*, pp.117-8.

14) 谷発重光宛、1956年4月20日、821号、「第1次書簡交換」、情報公開法。

15) 谷発重光宛、1956年4月26日、860号；外務省経済局「米国向綿製品の輸出調整措置に関する国務省チボドー提案の件」、1956年5月2日、「第1次書簡交換」、情報公開法。

告したように、チボドーは、「日本側の輸出制限の信頼性と安定性」をはっきりできればよい、これは政府の措置だから「安定し且つ信用出来る」と国務省は主張したい、と強調したが¹⁶⁾、この事実は、一方では、日本側の措置に対するアメリカ側の「不信」を明示しているとともに、他方では、日本側もまたアメリカ側の「不信」を十分に認識しており、アメリカ側に対する「信用の回復」を重視していたことを示唆するものであった。

日本側のこの認識に追い討ちをかけたのが、いわゆる「州法問題」であった。ACMIの主張を裏付けるかのように、1956年になると、サウスカロライナ州及びアラバマ州議会では、日本製品の流入に反対する業界や世論の後押しによって、日本製品を販売する店舗には店頭に「日本製品を販売しています」という表示を義務付ける州法が成立するのである¹⁷⁾。日本政府は、これを「州法問題」として取り上げ、アメリカ政府に対して強く抗議したが、日本側の措置に対するアメリカの業界の「不信」は明白であった。

では、アメリカ側のこうした「不信」に対して、日本側はどのように対応したのだろうか。当初、日本の政府と業界はともに、国務省が要求する書簡の提出には反発していた。たとえば日本の業界は、日本側の実施した措置が「米側業界から不信の眼をもって視られている」として、「今回の米側提案を不快に感じている」と強調したうえで、「業界が誠意をもって実施している自主的制限措置を信用されたい」と主張しており、外務省や通産省もこの主張を首肯していたのである。しかしこうした日本側の態度はしだいに変化していく。日本側が最終的に書簡の提出を受け入れた背景には、日本側の懸念する二つの問題が解消されたからであった。一つは、こうした書簡の提出は、来年以降も日本側の政策を拘束するだけでなく、綿製品以外の品目やアメリカ以外の諸国にも波及する可能性のある「悪例」となるという問題である。しかしこの問題については、アメリカ側が、日本側による書簡を積極的に公開する予定はなく、書簡の案文についても協議する用意があると言明したため、日本側による懸念は一応払拭されたかたちとなっ

16) 前掲、860号；谷登重光宛、1956年5月12日、988号、「第1次書簡交換」、情報公開法。

17) Imai, op.cit., pp.209-11.

た。また、もう一つの問題は、書簡の提出が「片務的」な「政府間協定」の締結だという問題である。日本側は、「政府間協定」の締結を、「政府としても業界としても最も好まざるところ」であると意義付けていたが、その主要な理由は、こうした協定の締結によって、政府が業界を取り纏める義務を負うからであった。ましてや、それが「片務的」であれば、日本側のみが義務を負う一方で「先方からは何ら保証も取付けえない」から、なおさらであった。さらにいえば、「片務的」な協定の締結は、「州法問題」によって日本国内の「与論が硬化している」状況においては、「目下開会中の国会や与論の動向にかんがみ好ましくない」ものでもあった¹⁸⁾。それゆえ、日本側は、アメリカ側が要求するような書簡の提出に反発していたのである。

しかし、この問題は5月9日、湯川盛夫外務省経済局長とフランク・ウェアリング (Frank A. Waring) 駐日アメリカ大使館参事官との会談において、アメリカ側から解決策が提示されたことで一応の決着をみた。その解決策とは、日本側が、書簡の末段において、「州法問題」への対処などについてアメリカ側に問い合わせれば、アメリカ側としては回答する用意がある、というものだった¹⁹⁾。この二つの問題が解決されたことで、日本側は正式に、書簡の交換に同意するのである。

こうして、ワシントンにおける協議の結果、書簡交換の方式は最終的に、国務省が日本政府に対して日本の将来の自主輸出規制に関する問い合わせを行いそれに日本政府が回答する一対の交換書簡と、日本政府がアメリカ政府に対して「州法問題」に関する進捗状況を問い合わせアメリカ政府がそれに回答する一対の交換書簡の作成という方式に決定した。一方で、日本政府が国務省の問い合わせに対して提出した書簡は、「政府間協定」を懸念する政府が、業界の自主的な措置を代弁するかたちで、日本側としては、現行の対米自主輸出規制を「俄かに変更

-
- 18) 外務省経済局「チボドー提案に対する訓令案」1956年5月1日；重光発谷宛、1956年5月2日、615号；外務省経済局三課「綿製品輸出調整措置に関する米国務省提案につきウェアリング参事官来訪に関する件」、1956年5月9日、「第1次書簡交換」、情報公開法。
- 19) 前掲、外務省経済局三課「綿製品輸出調整措置に関する米国務省提案につきウェアリング参事官来訪に関する件」、情報公開法。

する意図」はなく来年もまた「同様の措置をとる」こと、また、日本側による措置を変更する場合には「遅くともその実施三ヶ月前に」アメリカ側に対して通告することを明記したものであった。これに対して後日、日本政府の「州法問題」に関する問い合わせに対して、アメリカ政府は、「州法問題」の解決のために努力することを明記した、しかし、具体的な措置については記載のない書簡を日本政府に提出したのである²⁰⁾。

ただ、こうした努力にも関わらず、書簡の交換はアメリカの対日輸入制限運動を緩和させることはできなかった。アメリカの業界団体であるACMIはコメントを発表し、「これはあらゆる利害関係者の意見を反映した協定とは全く懸け離れたものであると云う結論に達した」と主張した。ACMIによれば、この書簡の交換によって「日本の綿工業は既に発表された輸出制限措置を郑重に繰返し、日本政府は業界の決定を実行すると云う役目を仰せ付かり、米国政府はmessage carrierの役目を割当られた」のであった。そして、「米国の綿業は日本の綿工業が残して呉れた米国の市場に商品を提供すると云う役目を割当られたゞけ」だと、ACMIは強調した。ACMIは、日本政府が提出しアメリカ政府が受理した書簡の内容を、「米国の綿工業の各部門に対して極めて不公平」だと痛烈に批判したのである²¹⁾。

これまでの議論から理解できるように、国務省が主導した書簡の交換では、アメリカの対日輸入制限運動を緩和することができなかった。こうしてアメリカ政府内部では、商務省が主導して対日輸入制限運動への対処に乗り出すとともに、日本側は、アメリカ側の「不信」を緩和するために、さらなる「信用の回復」の努力をしいられることとなるのである。

VI 日米対立の構図とその背景

1956年7月末、アメリカ政府は、日本側との会談のなかで新たな提案を行った。

20) 日本側が提出した書簡の原文は、谷発重光宛、1956年5月16日、1016号、「第1次書簡交換」、情報公開法。日本側が受領した書簡は、谷発重光宛、1956年5月25日、1077号、「第1次書簡交換」、情報公開法。

21) 谷発重光宛、1956年5月21日、1042号、「第1次書簡交換」、情報公開法。

それは、5月の書簡交換に対するアメリカの業界の批判を考慮して、日本の対米自主輸出規制にアメリカの業界の意向を取り入れ、それによってアメリカの業界の「不信」を払拭するというものであった。これを主導したのは商務省であり、ジョン・マクレラン (John L. McClellan) 商務次官補は、それを実現するより具体的な方法として、まず、日本綿製品の対米輸出の総枠を昨年アメリカ市場に流入した数量である2億平方ヤードに制限することを主張した。そして、これを綿布 (一次製品) と二次製品に分けてそれぞれの大枠を定めるとともに、一次製品と二次製品をそれぞれのグループにさらに細かく分けてその内枠を設定する、というものであった²²⁾。アメリカ側が8月初めに提示したところによれば、アメリカ政府が主張する「基本原則」は、以下の3点であった。

- (イ) 日本からの米国への綿製品の輸出は綿布も二次製品もすべて綿布に換算し合計して二億ヤールを限度とする。
- (ロ) その総枠の中で品目を extensively diversify 得る。
- (ハ) 現在関税委員会に出ている品目については substantial reduction を実施する²³⁾。

マクレランの長期出張により、交渉を引き継いだハーバート・プロクノウ (Herbert Prochnow) 国務次官代理は、この内容を表現する方法として「先般の交換書簡の内容を拡張」することを提示し、あくまで「政府間協定」ではないことを強調した。そして、日本側がこの「基本原則」を受容する見返りとして、アメリカの業界は、エスケープ・クローズ、農業調整法第22条²⁴⁾関係の申請をすべて撤回し、また、対日輸入制限運動があった場合には30日の予告をもってこの了解を破棄することを了承すると言明したのである。プロクノウの発言を受けて、マーシャル・スミス (Marshall Smith) 商務次官補代理が、商務省が現在検

22) 谷登高碕達之助外務大臣臨時代理宛、1956年7月27日、1583号、日本外務省「輸出規制に関する日米交渉関係 第2次書簡 (31.9.27) 交換」(以下、「第2次書簡交換」と略記)、情報公開法。

23) 谷登高碕宛、1956年8月11日、1721号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

討している「基本原則」の詳細を披露したのち、アメリカ側は、この「基本原則」の諾否について2日で回答するよう、日本側に要請した。その理由は、アメリカ側の説明によれば、大統領選挙を目前とした共和党大会において、対日輸入制限運動の実施や輸入制限法案の提出などが、党の綱領に盛り込まれるのを防止するためであった²⁵⁾。

日本側の島は、ワシントンでは、「こうした重大問題」について「僅か二日間で諾否の態度を決定することは非常に困難」だとアメリカ側に反論していた。しかし、東京への報告のなかで島が強調したのは、「問題の鍵」はアメリカ側が提示した「三原則が我が方特に日本綿業の性格上受諾し得るや否やの点にあり」、アメリカ政府が主張するように「品目ごとに比較的長期間安定した市場の保証される方が日米にとり歓迎すべき状態なるべし」との主張にも「充分の理由」がある、ということだった²⁶⁾。島の報告は明らかに、アメリカ側の要求を受諾するよう示唆していた。

駐米日本大使館からこうした報告を受けたにも関わらず、外務省は当初、アメリカ政府の提案をそのまま受け入れるつもりは毛頭なかった。外務省によれば、7月末のアメリカ側の主張は「政府間協定の提案」であり、「米側の従来公言し来たりたる自由貿易政策の見地よりするも重大なる政策転換といわざるをえ」ないと指摘した。そして、もしアメリカ政府の要請に応じれば、日本政府が直接、業界の取り纏めに乗り出す必要があり、しかも、日本政府のみが義務を負うという「片務的」な「政府間協定」では、「業界指導上も国会対策上も我方政府としては極めて困難な立場に置かれることになる」、と主張した。そこで外務省は、「本件交渉に入る前提として」、アメリカ政府による以下のような保証を要求した。それは、関税委員会に対する提訴や議会に提出された輸入制限法案に対して

24) 農業調整法第22条とは、特定品目の輸入急増によってアメリカ政府が実施する価格維持などの農業政策が困難になった場合には、数量制限や輸入禁止などの措置を取り得ることを明記したものである。この農業調整法第22条で保護される品目のなかには綿花が含まれており、そのため、日本からの安価な綿製品の流入が、この条項の適用対象として問題となっていたのである。

25) 前掲、1721号、情報公開法。

26) 同上；谷登高碕宛、1956年8月11日、1725号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

は大統領が拒否するという保証であり、また、アメリカ政府は「州法問題」に対して「具体的有効なる措置」をとるという保証であった²⁷⁾。

しかし、外務省が要求したこれらの保証は、アメリカ政府によって拒否されることとなる。プロクノウは、これまでのアメリカ政府の議論を繰り返して、「州法問題」については、法務省が検討している内容を明示することはできるが、関税委員会からの勧告や議会の輸入制限立法に対して大統領が必ず拒否するという保証を与えることはできない、と主張した。島は、これに対して、大統領が拒否するという保証は困難だとしても、「行政機関が拒否する様大統領に意見を具申すると言う程度の約束」も無理か、と食い下がったが、プロクノウは困難だと回答した²⁸⁾。島は、これを受けて、東京に対して、もし外務省の提示した保証が「我方の最低要求」ならば、「話合打切りの外な」いが、会談には、国務省からはプロクノウ国務次官代理が出席しており、商務省からも次官補級が出席していることからみて、アメリカ政府は日本綿製品の対米自主輸出規制の問題を「極めて重視」しており、このことを考慮しておく必要があるのではないかと付言した²⁹⁾。

日本側が、アメリカ政府の「基本原則」を受容する決断をしたのは、このような状況においてであった。外務省は、8月半ば、「通産及び少数の業界首脳」とも協議のうえ、「わが国綿製品の輸入制限が共和民主両党の選挙公約に入ることを防止するため」、「この際米側提案の線で話合いに入ることもやむを得ない」と主張した。そして外務省は、アメリカ政府が提示した「基本原則」について、アメリカ側に以下のように強調するよう訓電した。それによれば、(イ)について、総枠の決定は1955年の日本の対米輸出総量を基準とし、具体的な数字についてはこれから検討すること、(ロ)の多様化については原則として異議はないが、(ハ)について、関税委員会に提訴されている品目のうち、別珍については削減は「極めて困難な問題」であり、ギンガムについては、業界の反対もあるだろうが、「政府限りの肚として」5000万平方ヤード程度に抑制することを検討する、というものだった。そして、これらについての「交渉を応諾する代償として」、エスケー

27) 高碇発谷宛、1956年8月6日、1204号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

28) 前掲、1721号、情報公開法。

29) 前掲、1725号、情報公開法。

プ・クローズや農業調整法第22条関係の申請をすべて撤回するよう要求するとともに、アメリカ政府に対して、対日輸入制限運動の発生を未然に防止することおよび、万一発生した場合には「有効適切な善後措置」をとることを、文書で表明するよう主張したのである³⁰⁾。

こうして、日本側が「基本原則」に同意したのを受けて、アメリカ政府は、日本の対米自主輸出規制の詳細についての第1次提案を日本側に提示した。8月末、トシュテン・カリジャルビー（Thorsten V. Kalijarvi）国務次官補代理より島に対して示された提案の内容は、合意した「基本原則」をもとに、具体的な数字を盛り込んだ内容であった。この第1次提案によれば、日本の対米輸出総枠は2億平方ヤード（のちに2.2億平方ヤード）とし、1.5億平方ヤードは綿布（一次製品）にあててそれを多様化し、それぞれの内枠を米生産量の5%以内とする。別珍・ギンガムについては、相当の輸出量があるので1年目は米生産量の10%、2年目は5%まで削減する。また、二次製品については現在検討しているが、実施期間については安定性を考慮して5年程度とし、10月1日に公表、1月1日より実施する、というものだった³¹⁾。

しかし、日本の対米自主輸出規制をめぐるこの日米交渉は問題が山積しており、アメリカ側の思惑どおり進展しない。そこでアメリカ政府は、10月1日公表という従来の方針をすぐに転換し、日本側に対して「中間的なノート」を手交するよう要請する。9月半ば、プロクノウは、日本側との会談において、日本の対米自主輸出規制をめぐる日米交渉の妥結には「未だ相当の時間を要す」と認識しているが、その一方で、日本綿製品の問題は現在、「政治問題」となっている、と指摘した。そして、アメリカの業界には、この問題が解決しなければ共和党から民主党支持へと動くという気配もあり、それを回避するためにも、9月末のニューイングランドで開催される北部綿業協会の会議に間に合うよう「中間的なノート」を提出してほしい、とプロクノウは主張した³²⁾。

30) 高碓登谷宛、1956年8月14日、1244号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

31) 谷登高碓宛、1956年8月31日、1897号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

32) 谷登重光宛、1956年9月13日、1995号；谷登重光宛、1956年9月14日、2012号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

島は、アメリカ側の第1次提案が、「現状より遥かに遊離」しており、「州法問題に関して何等の言及もな」いたため、「日本側としても到底受諾は困難」だと反発したが³³⁾、東京に対しては、アメリカ政府の立場に理解を示しながら、以下のように報告していた。それによれば、選挙を目前にしてアメリカの業界の圧力は増大しており、「基本原則」の合意から1ヶ月も成果がない状況に、アメリカ政府は苦境に追い込まれている。また、これまで共和・民主両党の綱領から輸入制限立法の問題を除外するのには成功してきたが、それぞれの候補者がそれを公約する可能性はあり、もしそうなれば、1月の議会での阻止が困難になる。さらには、日本綿製品の問題は、「大統領側近の問題」となっており、このことは、シャーマン・アダムス (Sherman Adams) 大統領特別補佐官の司会のもと、7月末の日本側との会談が開催されたことから明白である。島は、このように指摘したうえで、アメリカ政府の「自由主義的貿易政策が一步一步後退しつつあることは真に遺憾」だが、「業界の圧力に対し出来得る限り抵抗しつつあることも又事実」であり、アメリカ側の提案には日本国内において「反撥的な気持」もあると想像されるが、「現状のまま放置しておくことより生ずる新たな困難及び全体の方針を通じ米側の好意をつなぎおくことの必要」を認識しながら、「米行政府を後方から支援して行くことは必要ではないか」と強調した³⁴⁾。つまり、島としては、アメリカ側の要請を受け入れ、「中間的なノート」を提出するよう主張していたのである。

しかし、東京の反応はまったく違っていた。まず通産省は、石橋湛山通産大臣以下、アメリカの第1次提案では「問題にならない」から、「米側に提案の撤回を求める様訓令ありたい」と外務省に対して申し入れていた。通産省によれば、アメリカの第1次提案は「全く非現実的」であり、「これ以上話しを進めることは到底不可能である」として、この提案を業界に提示すれば、「却って著しき混乱と政府非難を招き日米関係の大局からみて好ましくない」ものであった³⁵⁾。通産省からの申し入れを受けて、外務省は、アメリカ側の第1次提案が受け入れ

33) 前掲、1897号、情報公開法。

34) 谷登重光宛、1956年9月17日、2025号；谷登重光宛、1956年9月18日、2031号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

がたいことについては通産省に同意する一方で、「米側がかゝる提案をなした真意については未だ明かでない」として、アメリカの第1次提案が内包する問題点を指摘することで、アメリカ政府の意図や「真意」を探り出そうとした³⁶⁾。外務省が重視した問題点は、大きく分けて二つある。第一に、アメリカ側の提案どおりに対米自主輸出規制を実施すれば、日本の綿製品の対米輸出は大幅に抑制される、という点である。たとえば、日本は「将来性」を考慮して二次製品の輸出を重視したいが、第1次提案では二次製品の割合は極度に制限されていること、綿布の分類を細分化し一律にアメリカの生産量の5%に制限するという方法では総枠で設定された輸出量を達成することは到底困難であり、これでは「前期米議会に提案された輸入制限法案によるよりもわが方に不利」であること、また、別珍やギングムの輸出に対する第1次提案の主張はあまりにも「ドラスチック」であり、日本の「中小企業の多大な犠牲」のもとに対米自主輸出規制が実施されているという事実を無視するものであること、さらには、5カ年計画にも関わらず輸出総枠を固定するというのでは漸増を希望する日本側の立場とあまりにも懸け離れていること、などを主張して、アメリカ政府の第1次提案は輸出の現状を無視した「機械的割り当て」であり受諾できない、と明言した。こうして外務省は、「わが方としては輸出の分散化を図りつつ漸増の方向に進めることを希望している」と主張したのである。また、外務省が重視した第二の点は、「州法問題」についての進展がないという点である。これについては、島がアメリカ政府との交渉で指摘したとおりであった。外務省は、アメリカ政府に対して、「今一段と積極的且つ明確な態度表明方を要請する」と強調していた³⁷⁾。

35) 通産省「米政府提案に対する回答案」、1956年9月5日、「第2次書簡交換」、情報公開法。通産省としては、アメリカとの「取り決め」を実施するにしても、その時期はなるべく先延ばししたいという主張が「相当強」かったという。外務省と通産省の見解の相違については、たとえば、作成者名なし、文書名なし（在米大公使と経済局長との会談記録）、日付なし、「第2次書簡交換」、情報公開法を参照。

36) 作成者名なし「綿製品輸出統制に関する米政府提案に関する件」、日付なし、「第2次書簡交換」、情報公開法。

37) 重光筈谷宛、1956年9月8日、1393号、「第2次書簡交換」、情報公開法。こうした外務省の方針は、通産省の申し入れを踏襲したものであった。前掲、通産省「米政府提案に対する回答案」、1956年9月5日、「第2次書簡交換」、情報公開法。

島は、この日本側の方針をアメリカ政府に伝えたが、議論は平行線のまま終わった。こうした日米交渉の状況に加え、ニューイングランドでの北部綿業協会の会議が迫るなか、外務省は、通産省とも協議のうえ、最終的にアメリカ政府が要請していた「中間的なノート」の提出に同意する。この協議の内容や書簡提出を決定した理由については、日本側史料には明示がない。ただ、「米側の事情も考慮し」とあることから推測すると、アメリカの状況に関する島からの報告がその決め手となったと見るべきだろう。外務省は、8月に合意した「基本原則」をもとに、アメリカ側の第1次提案に対する日本側の反論を盛り込んだ書簡案を作成、ワシントンに打電した³⁸⁾。アメリカ政府は、これに対して、「日本政府がいつまながら約束通りに迅速に回答をして来たことに対し、感謝の意を表する」と述べた³⁹⁾。

ワシントンでは、日米の書簡案を照会して、相違点を議論し語句の修正がなされたが、この書簡案をめぐる討議において、日本側は二つの問題に関する重大な譲歩を断行した。一つは、別珍とギンガムの数量削減を明示するのかどうか、という問題であり、もう一つは、書簡に明記された輸出総枠が1957年限りのものか、それとも、原則として5年間はそれを基準とするのか、という問題である。日本側は、前者については、アメリカ側が「州法問題」に対処することを保証した書簡を提出することを条件に譲歩し⁴⁰⁾、また、後者については、アメリカの業界から「一九五八年には総枠を増大する為の伏線」だと認識され「中間的ノート」の意義を喪失するとの懸念から、「この際実を取る方針」が賢明だ、という駐米日本大使館からの報告に動かされて、譲歩を決定した⁴¹⁾。以上の譲歩方針は、9月25日、アメリカ側に伝達され、アメリカ政府はこれに対して、「米側の希望を認めてくれた日本政府の協力的態度に深く感謝」し、「此の困難な問題をかくも

38) 重光発谷宛、1956年9月20日、1482号、「第2次書簡交換」、情報公開法。書簡案については、重光発谷宛、1956年9月20日、1481号、「第2次書簡交換」、情報公開法を参照。

39) 谷発重光宛、1956年9月21日、2070号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

40) 谷発重光宛、1956年9月22日、2074号；重光発谷宛、1956年9月24日、1504号；重光発谷宛、1956年9月24日、1505号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

41) 谷発重光宛、1956年9月24日、2086号；谷発重光宛、1956年9月25日、2087号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

迅速に処理された日本側の能率的な措置に深く敬意を払う」と述べた⁴²⁾。

書簡の提出は、5月の書簡交換のときと同様に、アメリカ政府の問い合わせに対して日本政府が回答する一対の書簡と、日本政府の問い合わせに対してアメリカ政府が回答する一対の書簡をそれぞれ交換することとなった。アメリカ政府の問い合わせに対して、東京では、書簡の内容に関する業界の同意を得るため、26日、大阪において輸出会議を開催し、その結果をアメリカ政府に通知するというかたちをとった。その結果、アメリカ政府が書簡を公表したとしても、それは日本側の自主的な措置であるという体裁を辛うじて保つことができた。アメリカの業界の反応は一般的に好意的であり、島は、湯川との会談において、「綿製品問題に関し一段落ついたことは欣快と思います」との感想を漏らした⁴³⁾。

「州法問題」に関するアメリカ政府の書簡は、やや遅れて、10月5日に日本側に対して提出された⁴⁴⁾。

これまでの議論から理解できるように、日本の対米自主輸出規制の中身をめぐる日米交渉に日本側が同意していった過程には、日本の対米輸出の意義付けをめぐる対立が伏在していた。一方で、日本の政策決定者たちは、「新輸出計画」を基盤とした「先進国」市場に対する労働集約的製品の輸出の増大を企図しており、なかでも、付加価値の高い二次製品を重視した対米輸出の漸増を志向していた。しかし他方で、アメリカの政策決定者たちは、一面において、「冷戦」戦略の一環として日本の経済復興を支援するために日本の対米輸出を重視しながら、他面において、特定品目の輸出急増という日本製品の「洪水」に見舞われたアメリカの業界を保護する必要がある。アメリカ政府としては、アメリカの業界の対日輸入制限運動が高揚してアメリカ市場から日本製品が締め出されることのないよう、「基本原則」や第1次提案をめぐる日本側との討議をつうじて、日本の対米

42) 谷登重光宛、1956年9月25日、2097号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

43) 前掲、2097号；前掲、1505号；重光登谷宛、1956年9月25日、1514号；「島公使と湯川経済局長との会談」、1956年9月27日、「第2次書簡交換」、情報公開法。

44) 谷登重光宛、1956年10月5日、2180号；谷登重光宛、1956年10月5日、2081号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

自主輸出規制の中身をめぐる日米交渉の開始を目指したのである。

ただ、アメリカ政府によるこうした態度は、日本側からみれば、「低賃金」を利用した「不公正貿易」だとして日本の対米輸出を非難するアメリカの業界の主張を支持するものであった。「新輸出計画」において労働集約的製品の対米輸出を正当だと意義付けた日本側にとって、アメリカの業界の主張が意味していたのは、「新輸出計画」において日本側が定義した日本の対米輸出の意義付けがアメリカの業界にはいまだ受け入れられていない、ということだった。こうして、日本の政策決定者たちは、アメリカの業界の「不信」を緩和するため、「新輸出計画」を基盤とした日本の対米輸出の意義付けをアメリカ側に受け入れさせるといって、「信用の回復」のために努力するのである。

もし、このような議論が妥当だとすれば、不可解なのは、なぜ日本側が、日本綿製品の対米輸出の漸増を困難にするようなアメリカ側の要求に対して度重なる譲歩を断行したのか、という問題である。以下では、こうした問題に注目しながら、日本側の対応を考察していきたい。

VII 対米譲歩のパターン

1 「大局的見地」からの譲歩

書簡の交換は無事完了したが、島は、アメリカ政府と交渉するたびに、アメリカ政府が8月末に提出した第1次提案に対する日本側対案はまだか、と催促されていた。10月22日の会談でも島は、マクレランから日本側対案の提示を要請され、9月の書簡交換から1ヶ月が経過しており、アメリカの業界の一部には、「果して先般の書簡交換は信頼出切るものか」「日本側の先般の約束は信用出来ない」と公言する人々がいると通告された⁴⁵⁾。また10月24日には、関税委員会が別珍の関税引き上げを大統領に勧告し、大統領はこれに対して60日以内になんらかの対応をする必要があった⁴⁶⁾。日本側対案が策定されたのはこのような時期においてであった。

45) 谷登重光宛、1956年10月22日、2286号、第1巻、情報公開法。

46) 谷登重光宛、1956年10月5日、2179号、「第2次書簡交換」、情報公開法。

通産省から外務省に提出された「対米綿製品輸出調整措置要綱」によれば、まず総枠について、1955年の輸出実績（一次製品約1.38億平方ヤード、二次製品約1.32億平方ヤード）を基礎として2.7億平方ヤードが提示され、一次製品と二次製品の比率は1対1、すなわち、それぞれ1.35億平方ヤードとされた。通産省としては、「本年における二次製品の輸出動向及びわが国業界の要望」を考慮すれば、付加価値の高い二次製品を「一六〇乃至一七〇百万平方ヤール」まで増やし、残りを一次製品に充てたいが、「米側の意向を参酌して」二次製品の伸び率を圧縮することを決定したのであった。また、別珍・ギンガムの個別枠はそれぞれ480万平方ヤード、5000万平方ヤードまで削減とされ、その理由が特記されていた。それによれば、まず別珍については、本年の制限数量は500万平方ヤードだが、アメリカ市場が採算有利な綾別珍の最大の輸出市場であることを考慮し、アメリカの業界との摩擦を避けるため、来年は、綾別珍と衣料用平別珍を400万平方ヤードとする。そして、この削減による国内産業の打撃を緩和するため、アメリカ国内の生産が僅少で対日需要の旺盛な衣料用外の別珍を80万平方ヤードとする、というものであった。この別珍の削減について通産省は、「関係業界の諒解を漸く得た」ものであり、「最大の犠牲を払うもの」であると強調している。また、ギンガムについては、「本年の制限数量七〇百万平方ヤールに比し、約三〇%の縮減を強行したものであってこれは関係業界が払いうる最大限度の犠牲」であり、「米国以外の市場に転換の困難な中小企業であるギンガム生産業者」としては、5000万平方ヤードは絶対確保が必要だと説明した⁴⁷⁾。外務省は、こうした通産省の方針を踏まえ、また通産省や「関係業界」ともさらに協議のうえ、以下のような交渉方針を訓電した。それは、総枠の削減にアメリカ政府が固執する場合、別珍・ギンガムの個別枠及び二次製品の輸出調整方式（「特に内枠数量」）についての日本側対案を受諾することを条件に2.5億平方ヤードまで譲歩を検討する、そしてその場合においても、「我方業界一致の強き要望もあり」二次製品の大枠1.35億平方ヤードは実質的に確保する、というものであった⁴⁸⁾。日本側は、

47) 重光発谷宛、1956年10月21日、1011号、第1巻、情報公開法。

48) 重光発谷宛、1956年10月23日、1684号、第1巻、情報公開法。

これまでの方針どおり、アメリカ国内の対日輸入制限運動を緩和するためには、アメリカ市場において問題となっている品目について輸出規制をすればよいと認識しており、アメリカ政府もまたそのような認識を共有しているはずだとの前提のもとに、別珍やギンガムの輸出数量についての合意を優先したのであった。

しかし、アメリカ側の反応はそうではなかった。この日本側対案は、10月27日の交渉において提示されたが、プロクノウは、まず輸出総枠と一次製品及び二次製品の大枠についての合意が必要だと指摘、総枠については2.2億平方ヤード（一次製品1.5億平方ヤード、二次製品0.7億平方ヤード）を主張すると従来のとおり主張を繰り返した⁴⁹⁾。また、島より、日本政府が2.2億平方ヤードという数字に反対なのは明確だが、そのときはどうするのか、と問い掛けたのに対し、アメリカ側は、「見当がつかない」と述べるのみだった。さらに別珍・ギンガムの個別枠については、米生産量の二割という数字は多過ぎる、と指摘するにとどまった。最終的にアメリカ側は、1955年にアメリカ国内に流入した数量（2.2億平方ヤード）以上は受諾できないと主張、島は、東京への報告のなかで、「米側がわが方が受諾する見込みなき二二〇（百万平方ヤード以下同じ）を提案して来た理由は不可解」だと報告していた⁵⁰⁾。

日本側は、アメリカ側の意図や「真意」を十分理解できずにいた。外務省はまず、アメリカ政府の矛盾を指摘し、従来、アメリカ側が強硬に主張した品目ごとの個別枠を設定する問題を後回しにして、総枠、大枠の設定を主張するのは「全く理解に苦しむ」と主張した。また、個別枠を重視する立場からみても、総枠を大幅に削減することは「将来に長く禍根を残す」うえ、「貴重なドル収入源たる綿製品の輸出規制」問題の重要性はアメリカ側とは「比較にならない程大」きいと指摘し、日本政府は、「国内業界の著しい不満に拘らず長期的な日米の友好的経済関係の発展を希望し大局の見地より非常な苦心と努力とを以て」日本側対案を作成したのであり、「多大の犠牲をわが業界に強うるもの」とであると強調した。

49) 外務省経済局「綿製品の対米輸出調整に関する件」、1956年11月15日、第1巻、情報公開法。

50) 谷発重光宛、1956年10月27日、2334号；谷発重光宛、1956年10月27日、2335号、第1巻、情報公開法。

それゆえ、もし日本の業界が納得できない措置が了解されれば、その実施が困難なだけでなく、「日米経済関係全般にも悪影響を及ぼしひいては国民の対米感情にも影響する恐れあり」と言明したのである。こうして外務省は、訓電のなかで、まず日本側対案に対するアメリカ政府の見解を明確にする必要があり、またアメリカ政府に対しても、「両国経済関係の健全な発展を促進するという根本的原則に従い大局の見地より本件に対処し」、業界の不満を抑制するよう主張すべきだと言明した⁵¹⁾。

ただ、アメリカ政府、なかでもマクレランの態度は強硬で、日本の対米輸出が総枠2.2億平方ヤードになれば自動的に輸出を停止する措置をとるなどと発言していた。島は、日本側とアメリカ側の見解が対立したまま時間が経過すれば、アメリカの業界の対日輸入制限運動の激化や別珍の関税引き上げ、1月の議会開会に向けた各種輸入制限法案の動きなど、日本にとって不利な状況が生まれると指摘、あるいは、アメリカ政府が業界の運動を抑制できないと言明することも予測されるなど、不吉な報告を東京に打電していた⁵²⁾。

このような状況において、外務省は11月6日、さらなる対米譲歩を決定し、駐米日本大使館に打電する。その譲歩の内容とはまず、日本側が、総枠と大枠の数量について合意が必要だとするアメリカ側の方針を受諾したうえで、総枠について、アメリカ側提案と日本側対案の中間をとって2.45億平方ヤードとし、一次製品と二次製品の比率を1.1対1.35とすること、また、別珍・ギンガムなどの個別枠は、総枠、大枠について優先的に決定されるべきであり、総枠、大枠では日本側が譲歩するので、アメリカ側は上記以外の品目については日本側対案を受諾すること、というものであった。外務省は、総枠の増加自体がアメリカの業界に損害をもたらすことはなく、アメリカ側もかねてより、特定品目に輸出が集中することを問題視して日本の輸出品目の多様化を要請してきた経緯から、アメリカ側の態度はこれまでの主張を変更するものだといえるが、「本件話し合いを友好裡

51) 重光発谷宛、1956年10月30日、1721号、第1巻、情報公開法。

52) 谷発重光宛、1956年11月2日、2407号；谷発重光宛、1956年11月6日、2457号、第1巻、情報公開法。

に妥結せしめて両国経済関係の発展に資せしめんとする大局的見地より」、アメリカ政府の立場を考慮しつつ譲歩を決定したと説明した。そして、この譲歩はあくまで、「早期妥結の趣旨より政府の肚として譲歩しうる最大限」であり、業界の同意なしに政府の責任で決定したものであるから、この点をアメリカ側に強調するよう訓電した⁵³⁾。

外務省がこのような譲歩を決定した直接の理由が島からの報告にあることは疑問の余地がない。というのも、これからの交渉方針を打電した文書において、「貴電によれば總枠に関する米側主張極めて強硬であり」、日本側としては、「できる限り迅速に交渉を妥結せしめたいと考え」、「大局的見地に立って政治的解決を図る意味において」譲歩を決定したと明言しているからである⁵⁴⁾。外務省は明らかに、交渉が遅滞すれば状況が悪化するとの認識を島と共有していた。ここでいう状況の悪化とはおそらく、アメリカの業界の「不信」が放置されれば、対日輸入制限運動が激化して日本の対米輸出の漸増が困難になる、ということであったといえる。交渉が長引き、すでにアメリカの業界の一部が公言していたような、日本側の措置は「信用出来ない」とする認識が業界全体に広まれば、対日輸入制限運動は緩和されるどころかますます激しさを増すことが予測される。外務省は、アメリカ側の意図や「真意」が十分に理解できないなかで、アメリカの政府や業界に対する日本の「信用の回復」が不十分であるような状況が長期にわたって持続することを危惧し、「大局的見地」から譲歩を決定したのである。

2 「最大の犠牲」を越えて

日本側の譲歩が報告された直後、ワシントンでは8日、9日と連日、島がアメリカ政府の事務官レベルと問題を協議していた。ここでは、アメリカ側が、日本の輸出製品の多様化を促進し、それぞれの品目について米生産量の5%程度に輸入を抑制することを主張したのに対し、島は、「貿易は本来自由」であり、アメリカの業界に打撃を与えている品目を中心に具体的対案を出すべきだと反論し

53) 重光発谷宛、1956年11月6日、1757号、第1巻、情報公開法。

54) 重光発谷宛、1956年11月9日、1785号、第1巻、情報公開法。また、前掲、1757号、第1巻、情報公開法も参照。

た。島は、この会議について、先方は事務官ながら、日本側の見解に理解を示した模様だと本省に報告している⁵⁵⁾。

しかし、アメリカ政府が11月16日に提示したアメリカ側の第2次提案は、「日本側の案に近づくよう努力した」というカリジャルビーの発言にも関わらず、日本側にとっては必ずしも納得できるものではなかった。この第2次提案は、第1次提案を合意文書の体裁にしたもので、アメリカ政府はこの提案のなかで、いくつかの品目の個別枠については譲歩したものの、あらためて日本綿製品の対米輸出における多様化の促進を強調した。そのうえでアメリカ側は、総枠、一次製品と二次製品の比率、二次製品の分類方法、別珍・ギンガムの個別枠、米生産量の5%という輸出の上限、問題が起きた場合の措置など、日米双方の主要な対立点については、従来どおりの主張を繰り返したのである。こうしてアメリカ政府は、島に対して、「遅くとも一週間位の間に御意見を伺いた」と要請した⁵⁶⁾。

これに対して外務省は、アメリカ側の第2次提案について、話し合い開始以来「我方のみ一方的譲歩を余儀なくせられおる形勢」にあり、「政府及び業界共にいたく失望」しているとしたうえで、アメリカ側は「わが方の自主調整措置たることを全く無視し」、「当初よりの態度を毫も変えていない」と批判した。すでに業界は、「残された唯一の方法」として「最高レベルの政治的折衝」を要望しており、日本政府としては何らかの手を打つ必要に迫られていた⁵⁷⁾。そこでまず日本政府は、高碓達之助外務大臣臨時代理が訪日中のウォルター・ロバートソン（Walter S. Robertson）国務次官補に対して、日本側の姿勢をあらためて強調した。それによれば、日本側の立場は以前から明確であり、「差別的州法問題の解決とさらなる制限行動の防止に対して、アメリカ政府が実効的な手段を取ることを条件に、輸出規制を実施する」というものである。しかし現在、アメリカ国内では別珍の関税引き上げが検討されており、もし交渉が決裂して輸入制限運動が激化すれば、日米貿易関係のみならず日米関係全般にとっても有害である。高碓はこう指

55) 谷発重光宛、1956年11月10日、2507号、第1巻、情報公開法。

56) 谷発重光宛、1956年11月16日、2550号；谷発重光宛、1956年11月17日、2570号、第1巻、情報公開法。

57) 重光発谷宛、1956年11月20日、1860号、第1巻、情報公開法。

摘したうえで、日本政府としては交渉の重要性を認識しており、日米交渉の進展と別珍の関税引き上げ問題について、アメリカ政府の善処を要望した⁵⁸⁾。

しかし、これだけでは日米交渉を促進できないと認識していた外務省は、「交渉方針につき重大なる決意をせざるを得な」いとの判断に至る。外務省は11月20日、別珍について、これまでの400万平方ヤードという主張から300万平方ヤードまで大幅に譲歩することを決定、駐米日本大使館に訓電した。その理由を外務省はこう説明している。

御承知の如くそも〜本件話合は、関税引上げ或は輸入制限立法の成立の如き日米通商関係を著しく悪化せしめ、かつまた米国政府の従来堅持し来った自由貿易政策にも相反するが如き事態の発生を避けんがため、米政府の強い希望があったことにかんがみ、日本側の実施する自主輸出調整に出来るだけ米側希望を反映せしめる趣旨にて開始せられたものである。更に九月二十七日の我方の declaration of intent においても、我方措置は米側が州法問題の解決のみならずこれも一向進捗の模様なし輸入制限措置の防止につき all feasible steps をとることを条件としおる次第である。右にかんがみ今もし別珍についてさえも話合が成立せず関税引上げが決定せられるにおいては、今回の話合全体の根底が崩れ去るものといわざるをえない。従って別珍に関する米側態度は本件話合全般に対する米側態度の試金石というべく、この際話合を別珍にしぼって米側の眞意をつきとめ、米側の出方をみた上に非ざればその他の問題の討議に時間を費やすも意味なしとせざるをえない。(なお仮に別珍につき米側が我方提案を容れるとしても、それだけで總枠を始め米側提案のその他の点につき我方が同意するという意味合いは毛頭なく、たゞ右をスターティング・ポイントとしてあらためて話合を継続するということであるから誤解なきようされたい。)⁵⁹⁾

外務省は依然、アメリカ側の提案の意図や「眞意」を理解できずにおり、この

58) 高碕発口パートソン国務次官補宛、1956年11月19日、第1巻、情報公開法。

59) 前掲、1860号、情報公開法。

別珍の数量に関する日本側の譲歩は、8月末の提案以降不明であった「米側の真意を突き止め」るためのものであった。そして、外務省が別珍をそのケース・スタディとしたのは、アメリカ国内において別珍の関税引き上げ問題が浮上したからであった。アメリカの別珍業者は、以前から関税委員会に対して互恵通商協定法のエスケープ・クローズによる救済を申請していたが、関税委員会は10月24日、別珍業界が日本の対米輸出によって被った損害を認定し、日本の別珍製品に対する関税引き上げを大統領に勧告した。これによって大統領は、関税委員会の勧告に対して60日以内に何らかの態度表明を行う必要があったのである⁶⁰。このような状況をふまえ、外務省は、「関係業界が被るべき重大な打撃」にも関わらず、「本件話を妥結に導くための犠牲として大局的見地より」譲歩を決定したと主張し、これはアメリカ側が第2次提案で提示した250万平方ヤードを考慮したものであると強調した。そして、この譲歩は「我方として絶対変更しえざる最後の数字」であり、もしアメリカ側がこれを受諾しない場合、日本側としては、「本件全体の話合はこれを取止めるもやむなきもの」と考えており、日本側からも大使自らが出向いて、第2次提案をめぐる交渉を一旦中止して、「米側最高レベル」に日本側の立場を説明するよう訓電した⁶¹。

翌日、この訓令に基づいて、まず島がアメリカ側と非公式に交渉し、日本側の立場を説明した。島はまず、東京ではアメリカの第2次提案について「全く失望」しており、「殆ど歩み寄りの気配はないと結論している」と指摘したうえで、日本側としては「この際全般の交渉を中止し」、別珍の問題を中心に討議したいと表明した。そして、アメリカ国内における別珍の消費量と生産量、そして、他国からの輸入量などを考慮すると、日本からの別珍の対米輸出を350万平方ヤード程度に抑制することによってアメリカの業界の損害を回避できるのではないかと強調したのである。さらに島は、「州法問題」についても、9月27日の書簡以

60) 外務省経済局「綿製品の対米輸出調整措置に関する件」、1956年11月29日、第1巻、情報公開法。事実、日本の別珍製品の対米輸出は690万平方ヤードであり、アメリカ国内の生産量の50%に及んでいたという。外務省経済局長「ウェアリング米参事官との会談に関する件」、1956年9月26日、「第2次書簡交換」、情報公開法。

61) 前掲、1860号、情報公開法。

来アメリカ側から連絡がなく、この問題に対するアメリカ政府内部での進捗状況について日本側に連絡するという約束が果たされていない、と主張した。これに対して、カリジャルビーは、別珍の関税引き上げ問題に対する大統領の決定期限も間近であり、アメリカ側としても、「この際本件全般に関し根本的に再検討を加える」と回答した⁶²⁾。

こうしてアメリカ政府は、23日の会談において、国務省がポジション・ペーパーの作成に取り掛かったことを明らかにしたが⁶³⁾、アメリカ国内では、日本側の別珍に関する譲歩提案以降、日米交渉は完全に行き詰まったとして報道された。たとえば、11月24日の『ニューヨーク・タイムズ』は、「国務省と日本政府の代表者間の話し合いは行詰まった」として、その背景には、総枠とともに別珍の個別枠についての対立があるのだと、具体的な数値を挙げて詳細に伝えた⁶⁴⁾。またジョージア州では、日本製品のボイコットを目的とした「差別的州法案」を議会に提出する機運があり、もし日米交渉が早期に妥結しない場合には、そうした動きはますます促進されることが予測された⁶⁵⁾。他方日本では、日本綿スフ織物工業連合会の代表が、別珍の輸出規制に関する陳情のため外務省を訪れ、要望書とともに、1枚のピラを外務省の職員に手渡した。そこには、太く大きな手書きの文字でこう書かれていた。「アメリカは横暴だ！！日本綿製品別珍輸入制限絶対反対」⁶⁶⁾。交渉が動き出すのは、国務省と商務省の合同会議を経て決定された、アメリカ側の第3次提案が提出されてからであった。

3 日米関係悪化の恐怖

11月30日、ロバート・マーフィー（Robert D. Murphy）国務次官代理は、谷

62) 谷発重光宛、1956年11月21日、2616号、第1巻、情報公開法。

63) 谷発重光宛、1956年11月23日、2635号、第1巻、情報公開法。

64) 谷発重光宛、1956年11月24日、2642号、第1巻、情報公開法。

65) 佐藤領事発重光宛、1956年11月23日、54号、第1巻、情報公開法。

66) 日本綿スフ織物工業連合会発重光宛、1956年11月27日、第1巻、情報公開法。11月30日には兵庫県知事が湯川を訪問し、中小企業に対する打撃を考慮してギンガムの個別枠を5000万平方ヤード以下にはしないよう要請していた。阪本兵庫県知事発湯川盛夫外務省経済局長宛、1956年11月30日、3089号、第1巻、情報公開法。

正之駐米日本大使を国務省の食堂に招待、チャールズ・ウィークス（Charles Sinclair Weeks）商務長官、マクレラン、プロクノウ（前国務次官補代理）、ウィリアム・シーボルト（William J. Sebald）国務次官補、ジョン・アリソン（John M. Allison）駐日アメリカ大使ら列席のもと、「出来得る限り日本側の主張をとり入れた」アメリカ側の第3次提案を提示した。この提案においてアメリカ側は、これまで商務省が強硬に主張してきた、それぞれの品目の上限を米生産量の5%とするという条項を撤回すると言明する。しかし、それと引き換えに、これまで各年固定を前提に議論してきた総枠と別珍・ギンガムの個別枠に変動制を導入した。マクレランは、総枠については日本側の希望を考慮して、1年目2.25億平方ヤードから毎年3年目まで0.05平方ヤードずつ「漸増」させることを提案したが、別珍・ギンガムなどの個別枠については「逡減制」とすることを主張した。たとえば、日本側がアメリカ側の「眞意を突き止め」るためのケース・スタディだと位置付けていた別珍は、1年目350万平方ヤードから毎年3年目まで100万平方ヤードずつ削減すること、また、ギンガムは、1年目3500万平方ヤードから毎年3年目まで、1000万平方ヤードずつ削減することとされたのである。こうして第3次提案の内容を説明したマクレランは、別珍についてさらに付言し、関税委員会から大統領に提出された別珍の関税引き上げ勧告について大統領がどのように対応するかについては「白紙」であり、このことを明記せざるをえなかったことを理解してほしいと言明した⁶⁷⁾。谷は、この総枠の数量には理論的根拠がなく、また別珍・ギンガムの「逡減制」も受け入れがたいと主張したが、これに対してウィークスは、アメリカが日本のGATT加入を一貫して支持したこと、また、アメリカだけではなく多くの国々が日本製品の氾濫を懸念していることを想起すべきであると発言した⁶⁸⁾。この会談ののち、島はさらにアメリカ側と会談し、アメリカ政府の内情についての情報や交渉に対する観測を東京に打電した。島は、これを湯川に報告するにあたって、総枠及びギンガムの数量、またその逡減方式に

67) 谷発重光宛、1956年11月30日、2689号；谷発重光宛、1956年11月30日、2690号、第1巻、情報公開法。

68) 前掲2689号、情報公開法。

については変更の余地ありと主張、ただ、話し合いを継続する意味はあるかもしれないが時間切れになる恐れがあると指摘した⁶⁹⁾。別珍の関税引上げを勧告した関税委員会に対して大統領が回答する期限は、12月24日であった。また、ギンガムをめぐる関税委員会の公聴会では、アメリカのギンガム業者が、1250万平方ヤードの対日輸入割当を希望すると発言していた⁷⁰⁾。他方、駐米日本大使館には、東京において通産省が、二次製品について、商社に対する輸出枠の仮割当を開始したとの連絡が入り⁷¹⁾、期限が切迫していることを伝えていた。

外務省がさらなる譲歩を決定したのは、こうした時間の切迫した状況においてであった。外務省は、12月8日、アメリカ側の第3次提案に対する新たな訓令を作成した。外務省によれば、アメリカの第3次提案は、「或程度我方主張に近接したことは認め得るが、今尚相当の隔り」がある。たとえば、前回の譲歩にあたって、「米側の交渉全般に対する眞意を測」るためのケース・スタディとした別珍についても、「初年度のみ我方提案を容れ」るのみであり、こうした第3次提案を「最大限の譲歩の如く」主張するアメリカ側の態度は「承服し難い」。しかし、「時期切迫せる今日に至り未だ何等解決の目処のたたざる」状況のなか、「本件が日米双方において重大な政治問題となってきた」現状を考慮する必要がある。外務省は、このような現状認識を確認したうえで、「日米関係全般の健全な発展を念願する大局的見地に立って本件の速やかな解決を図るため」、「重大な譲歩」を決断したのだと主張した。そしてこの譲歩は、「関係業界の極めて激しい不満をしりぞけ」て断行する「最後の線」であり、「できる限り我方に有利な線で本件の円満な解決を計る様」、訓電したのである⁷²⁾。

こうして、日米交渉の早期妥結を希望する外務省は、島からの要請もあり、駐米日本大使館に対してかなりの融通性を付与した複数の提案を準備した。外務省が重視したのは、別珍・ギンガムなどの個別枠についてであり、外務省は、これ

69) 谷発湯川宛、1956年11月30日、2701号、第1巻、情報公開法。

70) 谷発重光宛、1956年12月6日、2766号、第1巻、情報公開法。

71) 谷発重光宛、1956年12月4日、2730号；重光発谷宛、1956年12月5日、1949号、第1巻、情報公開法。

72) 重光発谷宛、1956年12月8日、1981号、第1巻、情報公開法。

ら個別枠につき日本側の主張が受け入れられた程度において、総枠につき譲歩するという方針であった。たとえば、総枠については、3年間（あるいは5年間）2.45億平方ヤードとする案から、1年目を2.25億平方ヤードとし1年毎に0.05億平方ヤードずつ漸増させ5年目に2.45億平方ヤードとする案まで5つの案が示された。また、別珍・ギンガムについては、原則として「逡減制」は承服できないという立場に立ちつつ、別珍は2年間350万平方ヤード、それがダメなら2年目は300万平方ヤードとし、3年目以降は2年目にレビューすること、ギンガムは、1年目、2年目ともに4000万平方ヤードが希望であるが、それが困難な場合は3500万平方ヤードまで譲歩する提案を作成した。島は11日、この方針をアメリカ側に伝えた⁷³⁾。

日本側の譲歩提案に直面して、アメリカ側では、さらなる提案策定の必要を認識したようであるが、その理由については日本側史料からは窺い知ることはできない⁷⁴⁾。日本側の譲歩提案に対するアメリカ側の第4次提案（最終案）は、14日に提示された。それによれば、まずアメリカ側は、日米交渉の「バックグラウンド」について以下のように述べた。すなわち、アメリカ側の交渉方針は、「合理的基礎」のもとに日本の「貿易の伸張を計ることは日米相互の利益」である、というものである。というのも、アメリカ政府としては、日本経済の「健全な発展」が、「経済的見地からのみならず政治的見地からも極東の安定のために必要なりと確信している」からである。それゆえアメリカ政府は、日本のGATT加入に「重要な意義あり」としてこれを「プッシュ」するとともに、繊維製品についても対日関税譲許を実施したわけである。こうして、アメリカ政府としては、「国内業界よりのシリアスなプレッシャー」にも関わらず、「以上のような大局的見地より」、日本側でも穏当だと位置付けられ、アメリカ側でも受諾可能だといえるような日本の対米輸出の水準を見出し、「漸次これを増加の方向へ持つていく」ことが必要だと強調したのである⁷⁵⁾。

73) 同上；谷登重光宛、1956年12月11日、2808号、日本外務省「輸出規制に関する日米交渉関係32年以降の自主規制措置に関する対米書簡（32.1.16）関係 第2巻」（以下、第2巻と略記）、情報公開法。

74) 谷登高碯宛、1956年12月13日、2835号、第2巻、情報公開法。

そのうえでアメリカ側は、以下のような提案を行った。すなわち、総枠は2.35億平方ヤードで全期間据え置きとし状況の変化に応じて修正すること、別珍は1年目350万平方ヤード、2年目250万平方ヤードとすること、GINGAMについては、2年間3500万平方ヤードで据え置き、3年目以降は2年目に協議する、という内容であった。そしてカリジャルビーは、別珍についてさらに言及し、アメリカ側としては、日本側とは異なり、250万平方ヤードでもアメリカの業界の損害を回避できるか疑問があり、また、「この数字で大統領が関税委員会の勧告を拒否するかどうかについては見透しがつかない」と強調した。さらにマクレランは、日本側が別珍をケース・スタディとしたことに対して、日本綿製品の対米自主輸出規制は「一つのパッケージとして別珍のみを切離して考えられず」、もし関税が引き上げられても、「現在の価格差から見れば日本の別珍は容易に入り得」るから、別珍の個別枠を設定することは、「関税問題と切り離しても必要である」と主張した。島は、アメリカ側の第4次提案を東京に報告するにあたって、「問題は、別珍の関税引上げの可能性を示唆した米側の発言により全くデッドロックに乗り上げた感がある」と指摘した⁷⁶⁾。

島の指摘を待つまでもなく、これまでの経緯から理解できるように日本側は、関税委員会の関税引き上げ勧告に対して大統領が拒否するという保証をアメリカ側に継続して要求してきており、別珍の関税引き上げはどうしても受容できないものであった。なぜならば、別珍の関税の引き上げは、別珍以外の品目や他国との関係にも波及し、GATT35条の援用撤回や関税の引き下げによる、日本の「先進国」市場に対する輸出の漸増を困難にしてしまうと認識されていたからである。事実、GATT35条を援用していたイギリス、ベルギー、西ドイツ、オランダ、オーストリアなどからは、日本の対米自主輸出規制について問い合わせがあり、湯川は、日本の対米自主輸出規制をめぐる日米交渉が、GATT35条援用国やカナダなどに対する悪影響をもたらすことを懸念していた⁷⁷⁾。

そこで日本側は、別珍の関税引き上げを阻止するため、以下のような方法を実

75) 谷發高碕宛、1956年12月14日、2853号、第2巻、情報公開法。

76) 同上。

施した。アメリカ側の第4次提案があった翌日の15日、島は東京への報告のなかでまず、アメリカ側の態度の急変を指摘した。すなわち、アメリカ側は日本綿製品の問題を「何とか話合により解決し、関税引上、輸入制限法案の成立等はこのを避けた」とする従来の態度を一変、「関税引上げが八分通り決定し」ているかのような発言をして、「輸出調整措置を我方に要求」してきた。それゆえ日本側としても、「九月二十七日書簡」に基づいて、「この際本件交渉の今後の進め方について改めて先方に明確に申入れおく」必要があると島は強調した。具体的にいえば第一にもし別珍の関税引き上げがなされた場合には「本件交渉を中止」する、第二に、もし別珍の関税が引き上げられない場合には、「米側十四日の対案を総枠ギンガム、別珍につきては多くの不満はあるも、そのまま受諾する」、というものであった。島は、「我方としては本件交渉を速やかに友好裡に妥結したい」と考え、「先ずこの三主要問題を解決することが何よりも必要」だと認識しており、アメリカ側に対しても、「ハイレベルの責任者に対し日米間の大局的見地から本件の善処を促す」ことが重要だと主張した⁷⁸⁾。この方針は17日、東京において正式に受容された⁷⁹⁾。

では、島のいう、「日米間の大局的見地」からの考慮とは、いったいどのようなものなのか。島は15日、カリジャルビーとの会談において以下のように述べたと東京に報告している。

最後に島より万一関税引上げが実現するが如き場合は単に経済的見地のみならず政治的にも極めて重大な影響を覚悟せねばならないと思う。自分の見るところでは若しこれ程の努力に拘わらず、関税引上げをみる場合、日本側が従来の話合に拘束されるかされないかどころの問題ではなく、日本の穏健良識ある階層を反米に駆り立てる可能性あるのみならず場合によつては経済戦争の宣言ともとられ報復的に映画フィルム、自動車等に対する圧迫ということにも発展し兼ねずかく

77) 作成者名なし「島公使と湯川経済局長との会談」、1956年9月27日、「第2次書簡交換」、情報公開法。

78) 谷登高碕宛、1956年12月15日、2858号、第2巻、情報公開法。

79) 高碕登谷宛、1956年12月17日、2051号、第2巻、情報公開法。

ては両国関係を悪化の一途に向かわしむる導火線となり、両国にとつて不幸この上もない事態が発生しないとは保証できないと思う。この点は今朝の会談でシーボルトにも話したところであると述べたところ、「カ」は深刻な面持ちで貴官は本当にそう思うかと問うたので、勿論自分だけの感じであるが、之は嚇しでもなんでもなく日本人をその方向に駆り立てる危険は十分にあると信ずると答えたところ「カ」は重ねて出来るだけ早く、日本側の意見を知りたいと述べたので、島より一兩日中に何等かのリアクションをもたらす様努力すべしと述べ会談を終わつた⁸⁰⁾。

島によれば、綿製品の一品目である別珍の関税引き上げは、日本国内における「穏健良識ある階層」を「反米」にするとともに、「経済戦争」を誘発して、最終的には「両国関係を悪化の一途に向かわしむる」のであった。そのためアメリカ側も、このような「日米間の大局的見地」から日本の対米自主輸出規制の問題を考慮して、別珍の関税引き上げを断念するよう、島は主張したのである。

島のこうした主張が、果たして「嚇し」だったのかについては明確ではない。ただ島は、アメリカ側の対応次第では、「日本の穏健良識ある階層」が「反米」になるのだという主張に信憑性をもたせるため、東京に対して「プレスクャンペーン」をするよう強調していた。たとえば、アメリカ側の第3次提案がなされた直後に島は、『日本側が米国国内産業に害を及ぼさないように、あらゆる点で苦心しているにも拘らず、米側は相変わらず高飛車な態度で輸入の制限が目的であるかの出方を変えないのは遺憾である』との趣旨の論議が社説に現われることは大いに有効だと強調したのである⁸¹⁾。島は、日本国内において意図的に「反米」の主張を作り出すことによって、日米交渉を有利に展開しようとしていたのであった。

17日、外務省は通産省とともに「日米全般の関係より熟議した結果」、「別珍の関税引き上げ勧告に対する大統領決定の時期の切迫せる事情に鑑み」、アメリ

80) 谷發高碕宛、1956年12月15日、2859号、第2巻、情報公開法。

81) 谷發重光宛、1956年11月30日、2701号、第1巻、情報公開法。

カ側の「規制数量を殆ど全面的に受諾」することによって「円満なる解決を図る」ことを決定し、駐米日本大使館に訓電した。そして、島が15日のカリフォルニアとの会談において発言した内容を「全く貴見の通り」だとしたうえで、関税引き上げ問題と自主輸出規制問題を「別個の問題」だとするアメリカ側の態度は、「今後他品目に対しても悪しき先例となり」、「日本経済全般にとって極めてショッキング」であるから、日本側の譲歩提案は、「別珍の関税引上の拒否を前提とする」ものであることを強調した⁸²⁾。18日、この譲歩提案はアメリカ側に提示されが、アメリカ側に別珍の関税引き上げを断念させることはできなかった。21日、アイゼンハワー大統領は、関税委員会による別珍の関税引き上げ勧告に対する態度決定を1ヶ月延期すると発表したのである⁸³⁾。島は、東京への報告のなかで、『何故グラウンド・フィッシュの際の態度をとらなかつたのか理解に苦しむ』、『対日態度の試金石として却下を期待していたのに裏切られたのは遺憾に堪えない』、『不安定な状態にしておいて日本側に圧力を加えようとする意図としか思えない』等の趣旨でできるだけ大規模にプレスキャンペーンを行われることを希望すると、湯川に要請した⁸⁴⁾。これに対して湯川は、「時間的余裕がなかったので十分な工作は出さなかつたが、二十三日朝刊には『刀を抜いたままで握手を求めてきた』という批評なども出ている」と回答していた⁸⁵⁾。

以後、交渉は紆余曲折を経験する⁸⁶⁾。たとえば、一次製品と二次製品の数量（大枠）について日本側は、「将来性を考慮して」付加価値の高い二次製品を重視するという立場から、総枠2.35億平方ヤードの場合1.06対1.29を主張していたが、アメリカ側は業界の意向により1.13対1.22を主張していた⁸⁷⁾。このような状況に直面して日本側は、交渉の年内妥結によって別珍の関税引き上げを阻止するため、大枠についてアメリカ側の主張を受諾する、という譲歩提案を訓電した。外

82) 高橋発谷宛、1956年12月17日、2051号；高橋発谷宛、1956年12月17日、2054号、第2巻、情報公開法。

83) 谷発高橋宛、1956年12月18日、2875号；谷発高橋宛、1956年12月21日、2914号、第2巻、情報公開法。

84) 谷発高橋宛、1956年12月21日、2928号、第2巻、情報公開法。

85) 高橋発谷宛、1956年12月22日、2103号、第2巻、情報公開法。

務省によれば、大企業には「難きを忍んで」二次製品の削減を受容するよう説得できるが、「中小企業の多い二次製品部門に対しこれ以上打撃を与えることは、国内政治上何としても行い難い。しかし、別珍の関税引き上げ問題の決定延期という最近のアメリカ側の動向を考慮し、大枠についてアメリカ側の主張を受け入れるとともに、大枠内部のグループごとの数量（内枠）及び分類については、アメリカ側の主張を考慮した対案を作成したのである⁸⁶⁾。このような方針の背後には、日本の対米自主輸出規制をめぐる日米交渉を「極めて重視」していた石橋湛山首相の意向があり、外務省は、「日米通商関係が悪化する事態の発生なきよう」「日米関係の大局に立脚した」かたちでの申し入れを希望する、と訓電した⁸⁷⁾。しかしアメリカ側は、「全体との関連において回答致した」として、日本側の譲歩提案に対する態度を保留した⁸⁸⁾。

こうして、話し合いが平行線をたどった28日、年内の妥結を希望する日米双方は、一つの妥協案を作成した。この妥協案の作成は、アメリカ側の要請によるものであり、アメリカ側は、別珍・ギンガムをはじめとするすべての個別枠につき日本側の主張を受諾するとしたうえで、ブラウスやシャツを含むグループⅢの内枠と高級綿布の定義及び数量という二つの問題について、「両者の中間案」を

86) まず、日米間の論点が二転三転する。というのも、総枠の数字をどうするのかによって、一次製品と二次製品の比率、すなわち大枠の数値が変動し、それによって、大枠内部のグループごとの数量（内枠）が変動する。それに加えて、総枠の数字自体に対立があり、それぞれの大枠の数量及びどのような製品を含めるのかについて対立があり、また、そうして分類した製品をどのようなグループに分け、その数量をどの程度にするのかという問題に対立がある。さらにいえば、逓減制を導入するのかどうか、上限を超えて輸出された場合／上限に満たない品目の振り分けはどうか、という問題に加え、そもそも、この措置は何のために実施するのかという目的に関しても、日米間で齟齬をきたした。一方で日本側は、対日輸入制限運動を抑制するために、アメリカの業界に損害を与えた品目についての輸出規制を主張したのに対し、アメリカ側は、業界の将来に対する不安を払拭するためにも、アメリカ市場に一定比率以上の日本製品が流入しないとこの保証を獲得することこそ目的だと主張した。

87) 前掲、2875号、情報公開法。

88) 高碓発谷宛、1956年12月21日、2097号、第2巻、情報公開法。

89) 高碓発谷宛、1956年12月17日、2054号；高碓発谷宛、1956年12月20日、2079号、第2巻、情報公開法。

90) 谷発岸信介外務大臣宛、1956年12月24日、2935号、第2巻、情報公開法。

作成し、日米双方の政府に打診することを提案した。これに対して島は、「最終訓令」を受け取っていたにも関わらず、この提案を受諾する。島は、アメリカ側の提案受諾の背景について、「御用納めの済んだ」湯川を呼び出し、「双方とも出来るか出来ないかの瀬戸際に来ておりこれ以上細工の仕様もないから、我々の間で妥協方式を考えだし得るか否かやってみよう」と極めて下手に出てきたので当方もそれならという気持ちに引込まれ一応作ってみた」のだと説明した⁹¹⁾。マクレランは、1月はじめにアメリカの業界と会談する予定となっており、この妥協案は交渉のための案ではないという点で日米双方は合意した。これは、事実上の交渉終結宣言であった⁹²⁾。

この妥協案について、東京ではまず関係団体との協議が行われたが、業界の意向は強硬であり、当初は高級綿布の定義及び数量枠に関して歩み寄りを示したが、結局、「決裂に至るも高級綿布とグループⅢとの数字は受諾出さない」と阿部孝次郎日本紡績協会会長から申し入れがあった。その夜、外務・通産局長会議において、「決裂の場合に生ずべき由々しき事態を慎重に検討し」妥協案を受諾するという空気だったが、業界が反対なので、最終的には高級綿布の定義及び数量とグループⅢの内枠、いずれかに関してアメリカ側の譲歩を得よう駐米日本大使館に要請した。正式な訓令は、翌日31日、関係大臣に説明されたのち送付され、最悪の場合、妥協案をすべて受諾するよう訓電された。31日のワシントンにおける会議では、高級綿布の定義及び数量に関して日本側の主張にアメリカ側が譲歩し、ここに事実上、日米交渉は妥結した。島は、アメリカ側に対して、1月はじめの業界との交渉が不調ならば、「日米国交の関係にとり望ましからざる事態ともなる」と指摘したうえで、日本の「紡績業界は、日本でも健全なる分子」なので、失望させないよう尽力してほしい、と強調した⁹³⁾。また東京からは、

91) 作成者名なし「綿製品の対米輸出調整措置に関する件」、1956年12月29日、第2巻、情報公開法。

92) 前掲、2963号；谷発岸宛、1956年12月29日、2979号、第2巻、情報公開法。

93) 岸発谷宛、1956年12月30日、2157号；谷発岸宛、1956年12月31日、2985号、日本外務省「輸出規制に関する日米交渉関係 32年以降の自主規制措置に関する対米書簡(32.1.16) 関係 第3巻」(以下、第3巻と略記)、情報公開法。

岸信介外務大臣から、「わが方の最後の線として覚悟せるところよりは上の線」にて交渉が妥結したことは「本大臣の満足するところ」であり、交渉担当者に対して「深甚なる謝意を表す」という電報が送られた。東京の日付は、すでに1月1日になっていた⁹⁴⁾。

4 対米譲歩のパターン

日米交渉の妥結を受けて、マクレランをはじめとするアメリカ政府代表は、1月はじめに業界と会談して日米交渉の成果を提示する。そして、アメリカの業界がこれを大筋で受け入れたことから、1957年1月16日、日本の政府と業界は5カ年にわたる日本の対米自主輸出規制を発表する。この間にはもう一悶着起こるのだが、それは後述することとし、ここではまず日米交渉が事実上妥結したところで、日本側がどのような理由から、どのような方法によって度重なる対米譲歩を断行したのかについて簡単に整理しておきたい。

第一に、日本側による対米譲歩は、日本側が「最大の犠牲」だと認識するラインを越えてなされた、ということである。たとえば日本側は、1956年10月に策定された、アメリカの第1次提案に対する対案において、別珍につき「最大の犠牲」を払いギンガムにつき「最大限度の犠牲」を払う譲歩案を提示したが、それがアメリカ側に拒絶されると、こんどは日米経済関係の「健全な発展」という「大局の見地」から、総枠につき「最大限」の譲歩を決定した。しかし、この譲歩案がアメリカ側に受け入れられないことが判明すると、日本側はふたたび「大局の見地」より、別珍につき「最後の数字」としてさらなる譲歩を断行し、これが受容されないと、日本側は再度、別珍・ギンガムの個別枠および総枠について「最後の線」を提示するのである。

このような対米譲歩の持つ意味は、非常に興味深いといえる。なぜならば、こうした対米譲歩は、日本側が、政府も業界も、対米輸出の漸増やそれを基盤とした「新輸出計画」の実施、さらには日本経済の再建を目指すにあたって、アメリカの業界の意向を「最大限度」まで考慮する必要があると認識していた、という

94) 岸発谷宛、1957年1月1日、1号、第3巻、情報公開法。

事実を明示しているからである。日本政府が、業界の意向を反映した「最大の犠牲」を越えて譲歩を決定した理由は、日本の対米自主輸出規制がアメリカの業界から「信用出来ない」ため受け入れられないとされたからであり、その結果、対日輸入制限運動の継続によって日本の対米輸出が困難になるという危惧からであった。そして、「新輸出計画」は「貿易主義」を基盤としていたから、日本側は、「友好的」な日米関係を前提とした「貿易主義」を日本経済の再建の方向として重視するかぎり、アメリカの政府及び業界の圧力に対して脆弱にならざるをえなかったのである。

第二に、日本側による対米譲歩は、「大局的見地」からの考慮という理由付けによってなされてきた、ということである。では、「大局的見地」からの考慮とはいったいどのようなものなのか。それは、大きく分けて三つの特徴があるといえる。一つ目の特徴は、「友好的」な日米（経済）関係の維持を考慮することが「大局的見地」からの考慮だとされたことである。上述のように、日本の政策決定者たちは、対米輸出の漸増を実現するためにはアメリカの業界の意向を「最大限」に考慮し、それによって「友好的」な日米関係の維持を実現すべく度重なる譲歩を断行したが、それを支えるロジックが「大局的見地」からの考慮というコトバであった。つまり、日本の政策決定者たちにとって、「友好的」な日米関係の維持を考慮することは、「大局的見地」から物事を検討することを意味していたのである。

ではなぜ、日本の政策決定者たちは、「大局的見地」というコトバをこのように意義付けていたのか。それは、二つ目の特徴として、日本綿製品の対米輸出をめぐる日米対立は、日本人たちを「反米」へと駆り立て、日本の政策決定者たちが「友好的」な日米関係を維持することを困難にするだけでなく、三つ目の特徴として、こうした日米対立は、「経済戦争」を誘発してしだいに日米関係全般の悪化へとつながり、それはさらに、他の品目や他の諸国との関係にも波及するとされたからである。つまり、「友好的」な日米関係の維持が「大局的見地」からの考慮だとされたのは、それを悪化させることが日本の対米輸出の漸増を困難にするだけでなく日本の輸出全般に悪影響を及ぼし、ひいては、「新輸出計画」の実現やその基盤となっている「貿易主義」という戦後日本が目指す方向それ自体

を阻害するものだと認識されていたからである。この意味において、「友好的」な日米関係の維持とは、戦後日本の「貿易主義」という方向を支持し肯定してくれる基盤だと認識されていたのであった。

こうして日本の政策決定者たちは、「友好的」な日米関係を維持するために、「最大の犠牲」を越える対米譲歩を繰り返し、それを「大局の見地」からの考慮として理由付けた。しかし、こうした譲歩は、政府だけでなく業界の犠牲をもともなうものであり、しかもその犠牲はしばしば不均等に割り振られていたといえる。この譲歩にともなう犠牲がどのようなものであったのかについては、1957年1月の最終段階において象徴的に示されていた。すでに言及したように、1月はじめ、アメリカ政府は業界との会談において日米交渉の成果を提示して業界の了承を求める予定であったが、その会談直前に日本側から、日米交渉が事実上妥結し1月はじめに発表の予定であるとの情報が漏洩する。このことが、業界に相談なく日米の政府同士が勝手に合意したとの印象をアメリカの業界に与え、アメリカの業界の態度が硬化したのである。業界が不満を示したのは、これまでも懸案となっていた別珍についてであり、アメリカ側は別珍について250万平方ヤードという、日米合意よりも100万平方ヤードも少ない数字を提示してきたのである。こうして日本の政策決定者たちは、最終局面において決断を強いられることとなる。外務省はこれに対して、グループⅢの問題に引き続き「最もうるさい別珍業界」に譲歩を要請することは国会などにおける批判を覚悟する必要があるとしたうえで、「外務・通産両大臣の決心を固めて貫った上で」、「業界の顔役」数人に申し渡し、という方法を選択することを決定した⁹⁵⁾。そこで、別珍業界代表に上京を求め個別に会談、「大局の見地より米側最終案受諾方を説得」したが、業界の反対は強硬で、代表個人としては「大局の見地より」同意するも、「他に轉換の道のない千餘の剪毛業者を説得することは到底出来ない」と主張した。このような状況に直面して、日本の政策決定者たちが下した決断は、以下のようなものであった。

95) 前掲、27号、情報公開法。

然しながら政府としては単に別珍のみについて話合がつかないために本件全体が御破算になる場合に生ずべき日米間の経済的乃至政治的悪影響を大局的に判断し、此の際別珍業界の反対にかかわらず本件話合妥結の決意をした次第である⁹⁶⁾。

こうして、日本側が別珍につき対米譲歩を断行したことにより日本の自主輸出規制に関する日米の協定案が作成され、それは16日の輸出会議において業界に提示された。業界首脳からは、「米綿最大輸入国たるわが国がかゝる大きな犠牲を強いられたことは極めて遺憾」だとして協定案に対する態度を保留する意見もあったが、「政府側よりも種々説得ののち」、3時間の討議の末、「日米関係全般よりする大局的見地に立ちこの際反対すべきではない」との意見が大勢を占めた⁹⁷⁾。この輸出会議の決定を経て、日米の協定案は、日本の対米輸出自主規制5カ年計画としてアメリカ政府に通知された。アメリカ政府はこれを受けて、日本の対米自主輸出規制によってアメリカの別珍業界は救済されることを理由に、大統領が、別珍に関する関税委員会の関税引き上げ勧告を拒否した⁹⁸⁾。

VIII おわりに

これまでの議論から理解できるように、日本綿製品の対米自主輸出規制をめぐる日米交渉の過程は、アメリカに対する日本の「信用の回復」の過程、すなわち、日本の政策決定者たちが再定義した日本の位置を他国に受け入れさせる過程として意義付けることができる。日本とアメリカの政策決定者たちは、日本の対米輸出の意義付けをめぐる対立していた。一方で、日本の政策決定者たちは、「先進国」に対する労働集約的製品の輸出は可能だとする「新輸出計画」のもと、日本綿製品の対米輸出の漸増を企図していた。しかし他方で、アメリカの政策決定者たちは、日本綿製品の「洪水」がアメリカの国内業界に損害を与えるのではないかと懸念していた。こうした対立状況のなかで、日本の政策決定者たちは、日

96) 岸発谷宛、1957年1月10日、36号、第3巻、情報公開法。

97) 谷発岸宛、1957年1月16日、66号、第3巻、情報公開法。

98) 谷発岸宛、1957年1月22日、182号、第3巻、情報公開法。

本側が再定義した日本の対米輸出の位置付けをアメリカ側に承認させるため、「大局的見地」からの考慮による、「最大の犠牲」を越えた対米譲歩を繰り返したのである。

ではなぜ、日本の政策決定者たちは、度重なる対米譲歩によって「信用の回復」を実現しようとしたのか。こうした譲歩を、「外圧」による結果だと片付けるのはたやすい。というのも、興味深い事実だが、すでに当時の日本の政策決定者のあいだでは、圧力をかければ日本側は譲歩するだろうとの認識をアメリカ側はもっているのではないかと、いう懸念が表明されていたからである。すでに議論したように、1956年11月、日本側の対案にほとんど譲歩しないアメリカ側の第2次提案に直面して、日本の政策決定者たちは、「本件話し合い開始以来わが方のみ一方的譲歩を余儀なくせられおる形勢」にも関わらず、「米側の眞意を突き止め」るため、「大局的見地より」「絶対変更し得ざる最後の数字」として、別珍の個別枠につき大幅に譲歩することを決定する。しかし、この訓令にもとづく対米交渉において、アメリカ側は依然として自らの立場を変更する兆しがなかった。交渉にあっていた島は、アメリカ側が一向に譲歩しない理由について、東京への報告のなかで以下のように推測している。すなわち、「米側が未だに当初の立場を殆んど変えないのはむしろ意外」ではあるが、「屢次の対日交渉の経験」から、「米側当局部内に日本と交渉する時には最後迄譲歩的態度を示すべきでないとの考えが相当支配的になつてゐるのではないか」⁹⁹⁾。つまり、アメリカ側はこれまでの「対日交渉の経験」から日本側がアメリカ側からの「外圧」に弱いことを知っており、それゆえアメリカ側は日本側に対して最後まで譲歩しないつもりなのだ、と当時の日本の政策決定者たちは分析していたのである。

たしかに日本は「外圧」のために譲歩を繰り返したのかもしれない。しかし、重要なのは、日本が「外圧」に弱いかな否かではない。というのも、日本の政策決定者たちは、「外圧」があるからといって、つねに譲歩したわけではないからである¹⁰⁰⁾。より重要な問題はむしろ、なぜ、日本の政策決定者たちは、「外圧」に弱いとの分析にも関わらず、アメリカ側から「外圧」に弱いとも受け取られるよ

99) 谷登重光宛、1956年11月22日、2618号、第1巻、情報公開法。

うな度重なる対米譲歩を断行したのか、という問題である。そして、こうした日本の度重なる対米譲歩をめぐる問題は、日本の政策決定者たちによる「信用の回復」の努力や、日本の政治経済エリートたちによる日本の位置の再定義と関連付けて考察することによって、はじめて理解できるのではないだろうか。本章では、最後にこの問題を検討していきたい。

そもそも、アメリカ側に対する「信用の回復」が必要となったのは、「新輸出計画」を前提とした対米輸出の漸増を目指したからであった。そして「新輸出計画」の策定がなされたのは、「日米経済協力」構想にもとづく「東南アジア開発」が進展しないという状況のなか、朝鮮戦争の休戦にともなう「特需」の減退によって、日本が「外貨危機」に直面したためであった。戦後直後の時期に『基本問題』が構想されてから「新輸出計画」が策定されるまで、日本の政策決定者たちは、日本が対米輸出を増大させるのは困難であり、日本の主要な輸出市場は東南アジア地域であると認識していた。しかし、東南アジア諸国との経済提携における障害となっていた賠償支払い問題が短期的には解決困難だとわかると、東南アジア諸国との経済関係は中長期的な課題として位置付けられるようになる。こうして、短期的な輸出市場を必要とした日本の政策決定者たちは、『基本問題』から「大来構想」へと受け継がれていった日本の位置付け、すなわち、「先進国」と「後進国」の「中間的位置」、「中進国」という日本の位置付けがもつ「二面性」に注目した。そして、アメリカをはじめとする「先進国」市場に対しても労働集約的製品の輸出が可能だとする「新輸出計画」を策定するのである。

では、「信用の回復」というかたちでアメリカ側に承認をもとめた「新輸出計画」の背後にある日本の位置付けとは、より具体的にどのようなものだったのか。また、そうした日本の位置付けはどのような方法で定義されたのか。戦後、日本の政策決定者たちが再定義した日本の位置付けは、戦後直後に策定された『基本問題』から「大来構想」、「新輸出計画」へと、人的なつながりを媒介として受け

100) たとえば、イギリスやオーストラリアなど、日本のGATT加入に反対する勢力に対する「弱者の脅迫」は、その一例である。赤根谷達雄『日本のGATT加入問題』東京大学出版会、1992年、197頁。

継がれていったのだといえる。そもそも『基本問題』の起源は、大来佐武郎らによる戦中の個人的な研究に起源があり、また、『基本問題』それ自体は政策に直接反映されなかったものの、『基本問題』の討議でえられた知見は、後世に継承されていった。というのも、『基本問題』の討議に参加した経済学者たちは、直接的に、あるいは、吉田茂の私的ブレインなどのかたちで間接的に、その後の経済政策や経済構想の立案・実施に携わっていったからである。大来が経済安定本部の後身である経済審議庁において「大来構想」を提示した事実は、まさに人的つながりの一つの結果であった。こうして、「東南アジア開発」の行き詰まりと「外貨危機」という状況のもと、吉田内閣が「大来構想」に注目したことで、『基本問題』から受け継がれてきた日本の位置付けは、政府の輸出振興政策の前提として、正式に受容されたとみることができるのである。

そこで、戦後の世界における日本の位置をめぐる問題がもっとも包括的に議論されている『基本問題』を事例として、日本の政策決定者たちがどのような方法で日本の位置を再定義し、どのような日本の位置付けを導出したのかについて、いま一度振り返っておきたい。『基本問題』の論者たちは、まず、「社会進化の動向」を注視して「歴史の流れ」を把握し、それを「必然」だと意義付けて、戦後の日本が目指すべき方向を探り出そうとした。次に、「発展段階」に着目して、戦後の世界経済が「歴史の流れ」のなかでどのような「発展段階」にあり、また、戦後の日本や世界の諸国がそれぞれどのような「発展段階」にあるのかを明確にしようとした。こうして、戦後の世界において日本が目指すべき方向と日本の「発展段階」を把握したのち、『基本問題』の論者たちは、こんどは「特殊」という概念を利用して、戦後の世界における日本の位置を再定義しようとしたのである。すなわち、日本は、経済の「発展段階」からみると、「欧米」など「先進国」よりは遅れているが、「東亜諸国」など「後進国」よりは進んでいる、「中間的位置」にあるというのである。戦後の世界における日本の位置をこう定義したうえで、『基本問題』の論者たちは、日本が、「東亜諸地域との分業関係」のなかに、自らの地位と役割を見出すべきだと主張した。なぜならば、日本の工業製品は、「欧米」と比較して質的に劣っており、また、生糸など、特産品の「先進国」市場に対する輸出にも限度があるからであった。そして、こうした認識の背後には、

日本が、敗戦以前のように、「チープレーバー」に依拠した労働集約的製品の輸出に邁進すれば、国内市場を狭隘化して「武力による植民地及び海外市場の獲得に向ふ」のだという、日本の過去に対する認識が存在していた。

日本の政治経済エリートたちがこのような方法で日本の位置を再定義したことは、アメリカ側に対する「信用の回復」のあり方を大きく規定したのだということができる。なぜならば、日本の政治経済エリートたちは、アメリカ側と決定的なかたちで決裂するのが困難となるような方法で、戦後の世界における日本の位置を再定義していたからである。すなわち、「歴史の流れ」は「必然」だという前提は、戦後の世界経済の「新たな」流れであるアメリカを中心とする「組織的な」「支配体制」に組み込まれる以外に、日本経済を再建するための選択肢は存在しないのだとする結論を導き出すものであった。また、あらゆる経済や社会は「必然」だとされた「歴史の流れ」の方向に向かって一定の「発展段階」をたどって進んでいくと前提されていたため、もし、『基本問題』の論者たちが日本経済の再建を目指すのであれば、「先進国」と「後進国」の「中間的位置」にある日本は、「先進国」を主導するアメリカを目指すのが「必然」だとされたのである。こうした、『基本問題』の論者たちによる日本の位置の再定義は、すでに言及するように、「新輸出計画」というかたちで日本の輸出振興政策の基盤として受け継がれていったから、日本の政策決定者たちが、「信用の回復」のために対米譲歩を繰り返したのは、それほど不思議ではない。というのも、アメリカによる「組織的な」「支配体制」に移行しつつあるとされた戦後の世界において、アメリカのような「先進国」を目指していた日本の政策決定者たちにとっては、最終的にはアメリカ側の要求を受け入れる以外に方法はなかったからである。綿製品の一品目である別珍をめぐる日米対立が日米関係全般の悪化へとつながり、ひいては、日本の他国との関係にも悪影響を与えるという日本の政策決定者たちによる懸念の背後には、このような日本の位置付けをめぐる認識が伏在していたのであった。

ではなぜ、日本の政策決定者たちは、アメリカ側との決裂を困難にするような方法で日本の位置を再定義したのだろうか。そこにはいくつかの理由があるが、もっとも重要なものの一つは、日本の政策決定者たちが、他国との関係に注目し

て日本の位置を再定義したからであり、「社会進化」、「発展段階」、そして「特殊」という三つの概念をいずれも、日本と他国との関係を知るために用いたからであった。より具体的にいえば、日本の政策決定者たちにとって「社会進化の動向」を注視することは、端的に言えば、「必然」だとされた「歴史の流れ」を把握し戦後の日本が目指す「新たな」進路がそこからズレていないか確認するためであり、「発展段階」という概念に着目することは、日本からみて世界の諸国がどれほど進んでいるのか／遅れているのかを認識するためであった。また、「特殊」という概念を使用することで、日本の政策決定者たちは、日本と他国を比較し、「先進国」とも「後進国」とも異なる「中進国」日本というかたちで、日本の位置を再定義した。こうして、他国との関係に注目して日本の位置を再定義した結果、戦後の世界はアメリカによる「組織的な」支配体制であり、日本は、「必然」だとされた「歴史の流れ」の先頭にいるアメリカを目指して経済を再建すべきだと認識されたのである。

もしそうだとすれば、なぜ、日本の政策決定者たちは、他国との関係に注目して日本の位置を再定義したのか。その重要な理由の一つは、日本の政策決定者たちが、認識のうえで過去を現在から切り離し、認識において過去と現在との因果関係の連鎖を断ち切るという意味での「過去との断絶」という前提を共有していたからであった。ただ、これについては、『基本問題』の議論と、「新輸出計画」の基盤として受容された「貿易主義」の議論では、「断絶」のあり方やその背後にある過去の意義付けが大きく変化していた。一方で、『基本問題』の論者たちは、敗戦の前後において、過去と現在が「断絶」していると認識していた。『基本問題』の論者たちによれば、戦後の世界における資本主義は、「自由放任」の時代や「私的独占資本」の時代とも質的に大きく異なる、「統制され組織せられた資本主義時代」だとされた。そのうえ、日本が明治以来目指した方向、すなわち、「チープレーバー」を利用した国際的な競争力の強化は、国内市場を狭隘化して、「武力による植民地及び海外市場の獲得」につながり、ひいては未曾有の敗戦をもたらした「間違った」方向だと意義付けられていた。つまり、『基本問題』の論者たちによれば、過去の方法は、敗戦以前においても「間違った」ものであり、戦後の世界においても通用しないという二重の意味において役に立たないも

のだとされたのである。こうして、『基本問題』の論者たちは、「過去との断絶」という前提のもと、戦後の世界においてまったく「新たな」日本の進路を模索したのであった。

これに対して、「貿易主義」の論者たちは、敗戦の前後において「過去との断絶」があると認識していただけではなく、もう一つの時期においても「過去との断絶」が存在している認識していた。それは、戦前と戦中のあいだ、すなわち、日本が「英米を敵視」した戦争を開始した時期であった。すでに議論したように、「貿易主義」の論者たちは、明治以来の日本の過去を戦前と戦中に分離したうえで、戦前を日本が発展した時代、戦中を「間違った」時代として意義付けていた。しかし、「貿易主義」の論者たちによれば、戦前と戦中のあいだで因果関係の連鎖は途絶しており、この意味において、「過去との断絶」という前提があることは明白であった。このことは、「貿易主義」を推進した吉田茂首相が、戦前から戦中への変化を、「卒然として」、あるいは、「たまたま」というコトバで表現していることから理解することができる。吉田が回顧録で強調したように、日本は、「日英同盟と対米親善とを基調として明治から大正へと国運の隆昌をみた」のだが、あるとき、「卒然として、間近かな英米を敵視する一方、遠い独伊と提携するに至る」という「戦略的にも拙劣」な方向を目指したため、「日本外交の信頼性を失わせた」のであった（傍点、筆者）。こうした議論は、回顧録のなかだけの後付けの議論ではない。吉田は、1949年11月、施政方針演説のなかでこう言明している。「つらつら敗戦の過去の事実を回想いたしますと、過去において、たまたまわが国が国際情勢に十分の認識を欠き、自国の軍備を過大に評価し、世界の平和を破壊してはばからざりしことが、遂にわが歴史を汚し、国運の興隆を妨げ、国民に、その子を失わしめ、その夫を失わしめ、その親を失わしめ、世界を敵として空前の不幸を持ち来したのであります」（傍点、筆者）¹⁰¹⁾。吉田からすれば、戦中はあたかも、「日本」の歴史のなかに突如として空から降って沸いた災難であるかのようにであった。

さらに興味深いのは、「貿易主義」の台頭と前後して、アメリカの政策決定者

101) 吉田茂による施政方針演説、1949年11月8日、衆議院本会議。

たちによる日本の過去の意義付けも変化しているという事実である。たとえば、すでに議論したように、1946年4月に発表されたエドウィン・ポーレー (Edwin W. Pauley) による対日賠償計画は、「日本の戦争」の原因として明治以来の日本の軍国主義の発展を指摘し、日本国内における重工業化による軍需産業の拡大が、原材料を確保する必要性と相俟って、対外的な軍事的侵略をもたらしたのだと指摘していた。それゆえポーレーは、日本の平和利用に必要なもの以外の重工業施設を対日賠償として日本から撤去し、それらを「アジア」諸国に移転することによって、「アジア」諸国の工業化と「アジア」地域の経済復興を実現することを主張したのだった。しかし、これに対して、1947年から1948年ころになると、ディーン・アチソン (Dean G. Acheson) やジョージ・ケナン (George F. Kennan) の分析に象徴されるように、日本の重工業に対する規制を撤廃して、日本の貿易市場 (原材料供給地と輸出市場) を確保すべきだとする議論が登場する。それによれば、日本を経済的に自立させるためには、日本が東北アジア地域におけるかつての植民地を支配することについては「反対すべきではな」く、またその支配については、日本の自由にさせるべきだということであった。こうした前提は、1951年5月に公表された「日米経済協力」構想にも引き継がれていた。というのも、「講和」や「賠償」が合意される以前に、日本と東南アジア地域との経済関係の構築が打ち出されたからである。つまり、「冷戦」戦略の観点から日本重視に転換したアメリカの政策決定者たちにとっては、明治以来の日本の戦争と植民地支配の過程は、けっして「間違った」方向ではなかったということになるのである。

『基本問題』から「貿易主義」へと、日本の過去の意義付けが変化したのは、おそらく、「社会進化の動向」を注視していた「貿易主義」の論者たちが、こうしたアメリカにおける変化を「新たな」「歴史の流れ」だと認識したことと関連していた。「貿易主義」の論者たちは、日本の経済復興を重視するアメリカとの「友好的」な関係を構築し、それによって貿易の振興による日本経済の再建を目指していた。しかし、「日本」という国家を明治以来の「連続体」として意義付けたうえでアメリカとの「友好的」な関係を構築するためには、ほんの数年前まで、アメリカとの戦争によって「その子を失わしめ、その夫を失わしめ、その親

を失われしめ」た人々に対して、なんらかの説明を必要としたのである。こうして、吉田が国会で説明したように、「貿易主義」の論者たちはまず、敗戦以前の過去を戦前と戦中に分離し、戦前を「日英同盟と対米親善」を基調とする「国運の隆昌」した時代として意義付ける一方、戦中を「間違った」時代として意義付けた。そして、敗戦以前の過去を、戦後という現在から一度切り離れたうえで（「過去との断絶」）、アメリカとの「友好的」な関係の構築という現在の政策を正当化するために、戦前のある部分（「対米親善」）と戦後とを「改めて」繋ぎ直したのである。

このことから理解できるように、戦後の日本が目指した進路である、「友好的」な日米関係の維持を基礎とした「貿易主義」という方向は、さまざまな問題を内包していた。第一に、「貿易主義」は、日本の過去についての、「アジア」地域の旧交戦国や旧植民地の諸国にとっては受け入れがたい、ある一定の意義付けを前提としていたのだと指摘できる。その前提とは、明治以来の日本が目指してきた方向は、少なくとも「日本の戦争」の時期までは「間違った」方向ではなかった、とするものである。こうして戦後日本が「貿易主義」を目指すことは、一面において、日本の「国運の隆昌」や日本経済の発展のみならず、他面において、「武力による植民地及び海外市場の獲得」をも正当化することを意味してしまうものであった。

また第二に、「貿易主義」は、まさにアメリカの政策決定者たちの構想（「日米経済協力」構想）によって裏打ちされ、アメリカの「冷戦」戦略によって下支えされたものであり、それゆえ、アメリカの「支配体制」に異議申し立てをすることをほとんど不可能にしてしまうという問題を内包していた。アメリカ政府が1951年5月に打ち出した「日米経済協力」構想は、日本の対米輸出（と対中貿易）の意義付けをのぞけば、それ以前に日本の政策決定者たちが推進していた「貿易主義」における日本の位置付けと、ほとんど一致していた。日本の政策決定者たちは、こうして、「日米経済協力」構想を大筋で受容したうえで「貿易主義」を推進しようと模索し、「新輸出計画」の策定へと帰結するのである。そして、「貿易主義」がアメリカによって下支えされていることは、日本の政策決定者たちにも十分に認識されていた。なぜならば、日本の対米自主輸出規制をめぐる日米交

渉の過程において、綿製品の一品目である別珍をめぐる日米対立は、それ以外の品目にも波及して日米経済戦争を誘発し、日本国内に「反米」の機運を高揚させて日米関係全般の悪化をもたらすだけでなく、ひいては、アメリカ以外の諸国に対する綿製品以外の輸出にも波及する可能性があるのだと、日本の交渉担当者たちは明確に認識していたからである。日本の政策決定者たちは、その結果、「大局の見地」から「最大の犠牲」を越えて対米譲歩を繰り返したが、そもそも、アメリカの「冷戦」戦略にもとづく支援を前提としていた日本の政策決定者たちにとって、アメリカに対する異議申し立てなどほとんど不可能であった。ましてや、「アジア」地域の旧交戦国や旧植民地の諸国に対する賠償や補償が不十分であり、また、日本側による日本の過去の意義付けに対して「アジア」諸国から異議申し立てがなされている状況では、このことはなおさらであった。というのも、日本の政策決定者たちは、「貿易主義」を推進するために、賠償や補償の軽減、さらには、賠償や補償の軽減を正当化するような日本の過去の意義付けについて、日本側の立場を支援してくれるようアメリカ側に要請する必要がでてくるからである。

これまでの議論が妥当だとすれば、敗戦以前の日本の過去の意義付けが戦後の日本の位置付けに大きく関わっていたことになるのであり、もしそうだとすれば、「冷戦」の終焉以後における日本の位置付けもまた、敗戦以前の過去とともに戦後をどのように意義付けるのかという問題と密接に関連しているのだといえる。21世紀初頭において、日本の政策決定者たちは、日本の位置や役割、そして未来の進路を再定義するにあたって、「友好的」な日米関係を前提として、「アジア」地域をはじめとする諸国との国際協調を目指しているようにみえる。しかし、「冷戦」という対立状況はもはや存在せず、かつてのように、日本側が再定義した日本の位置付けに対するアメリカの支援が不確かな状況において、日米関係と国際協調のあいだでどう折り合いをつけるのかという問題に、現在の日本は直面しているのだといえる。そして、「友好的」な日米関係が、日本の過去に対する一定の意義付けを前提としてきたことを考慮するとき、一方で、「友好的」な日米関係を維持しようとするれば、「アジア」諸国との関係は悪化し、他方で、「アジア」諸国との関係を改善しようとするれば、「友好的」な日米関係のあり方を見

直す必要があるという立場に、現在の日本はおかれているのだといえるのである。

こうした状況において、日本がどう対応すべきなのか、という問題を検討することは、本論文の目的を越える。ただ、「過去との断絶」という前提が、他国との関係において日本の位置を再定義するというかたちで、アメリカとの関係を極度に重視する方向へと日本の政策決定者たちの目を向けさせ、また、アメリカとの「友好的」な関係を模索する過程で、日本の過去に一定の意義付けが付与されてきたことを考慮するとき、「冷戦」の終焉以後の世界における日本の位置の再定義は、「過去との断絶」という前提ではなく、むしろ、過去と現在の関係を因果関係の連鎖としてとらえる、「過去とのつながり」という前提からなされることが、ますます重要になってくるのではないだろうか。